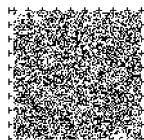




福島市 バリアフリー基本構想 土湯温泉地区

令和8年3月
福島市

右のマークは音声コード
「Uni-Voice」です。
専用アプリなどで読み取
ると、内容を音声で聞く
ことができます。



目次

第1章 バリアフリー基本構想とは

- 1-1. バリアフリー基本構想策定の目的 _____ 1
- 1-2. バリアフリー基本構想の位置づけ _____ 3
- 1-3. バリアフリー基本構想策定の流れ _____ 4
- 1-4. バリアフリー基本構想の計画期間 _____ 5

第2章 福島市におけるバリアフリーの基本理念

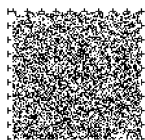
- 2-1. 福島市におけるバリアフリーの基本理念 _____ 6

第3章 土湯温泉地区の現状把握

- 3-1. 土湯温泉地区の概況 _____ 7
 - 3-1-1. 地勢 _____ 7
 - 3-1-2. 人口等 _____ 8
 - 3-1-3. 観光 _____ 9
 - 3-1-4. 公共交通 _____ 10
 - 3-1-5. まちづくりの動向 _____ 11
- 3-2. バリアフリーに関わるニーズの把握 _____ 14
 - 3-2-1. 勉強会 _____ 14
 - 3-2-2. まち歩き点検 _____ 20

第4章 土湯温泉地区の課題整理

- 4-1. 土湯温泉地区のバリアフリーに関わる現状、課題のまとめ _____ 27



第5章 重点整備地区等の設定

5-1. 重点整備地区とは	28
5-2. 重点生活関連施設・重点生活関連経路の設定	29
5-2-1. 重点生活関連施設・重点生活関連経路の設定要件	29
5-2-2. バリアフリーに関わるニーズ把握	30
5-2-3. 重点生活関連施設・重点生活関連経路の設定	31
5-3. 重点整備地区の設定	33
5-3-1. 重点整備地区の設定要件	33
5-3-2. 重点整備地区の設定における方向性	33
5-3-3. 重点整備地区の設定	34

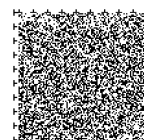
第6章 特定事業・その他の事業

6-1. 特定事業・その他の事業について	35
6-1-1. 「特定事業」とは	35
6-1-2. 「特定事業」の内容	36
6-1-3. 「その他の事業」の内容	37
6-2. 土湯温泉地区におけるバリアフリーの整備方針	38
6-2-1. バリアフリーの整備方針	38
6-2-2. ハード面における特定事業	39
6-2-3. ソフト面における特定事業	42
6-2-4. その他の事業	44

第7章 バリアフリー基本構想の推進に向けて

7-1. バリアフリー基本構想の推進に向けた取り組み	48
7-2. バリアフリー基本構想の推進に向けた連携・協力	49

資料編



第1章 バリアフリー基本構想とは

1-1. バリアフリー基本構想策定の目的

本市では、官民一体となったソフトハード両面のバリアフリーを推進するため、320の企業・団体など（令和7年(2025年)12月24日現在）で構成する「バリアフリー推進パートナー※1」と共にバリアフリー推進パッケージ※2に取り組み、福島市バリアフリーマスタープランの基本理念である「誰にでもやさしいまち ふくしま」の実現を目指しています。

バリアフリー基本構想は、バリアフリーマスタープランで設定した移動等円滑化促進地区※3について、旅客施設を中心とした地区や高齢者・障がい者等が利用する施設が集まった地区を「重点整備地区」と位置付けて公共交通機関・建築物・道路・路外駐車場・都市公園・信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するために作成するものです。その目的は、重点整備地区における移動の連続性の観点から「面的・一体的なバリアフリー化」を図ることにあります。

土湯温泉地区は、福島市バリアフリーマスタープランで移動等円滑化促進地区に設定されており、バリアフリー基本構想を策定し、市内において特にバリアフリー化を促進する地区の一つとなっています。

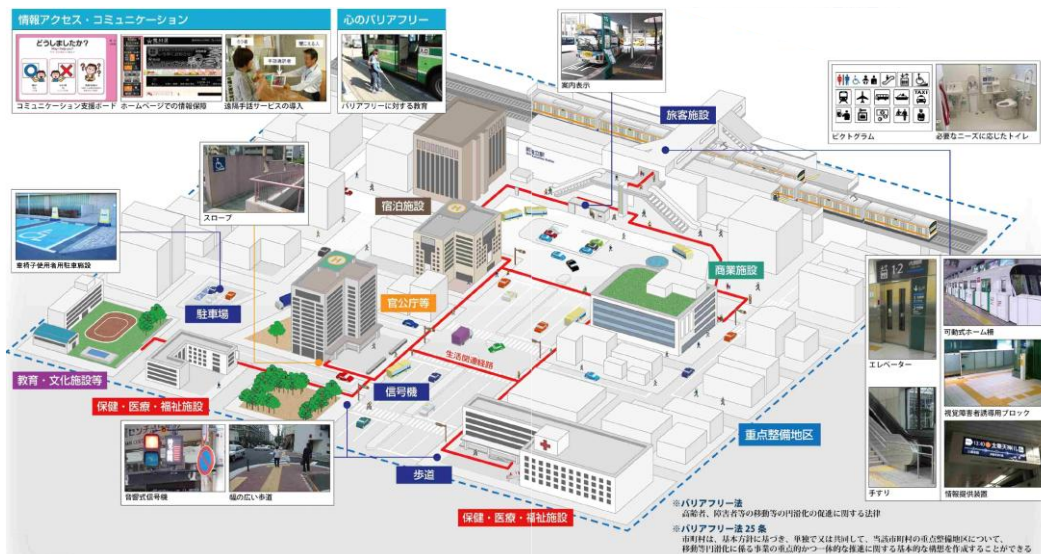
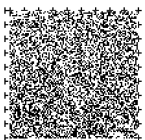


図 重点整備地区のイメージ

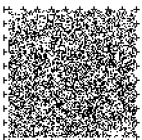
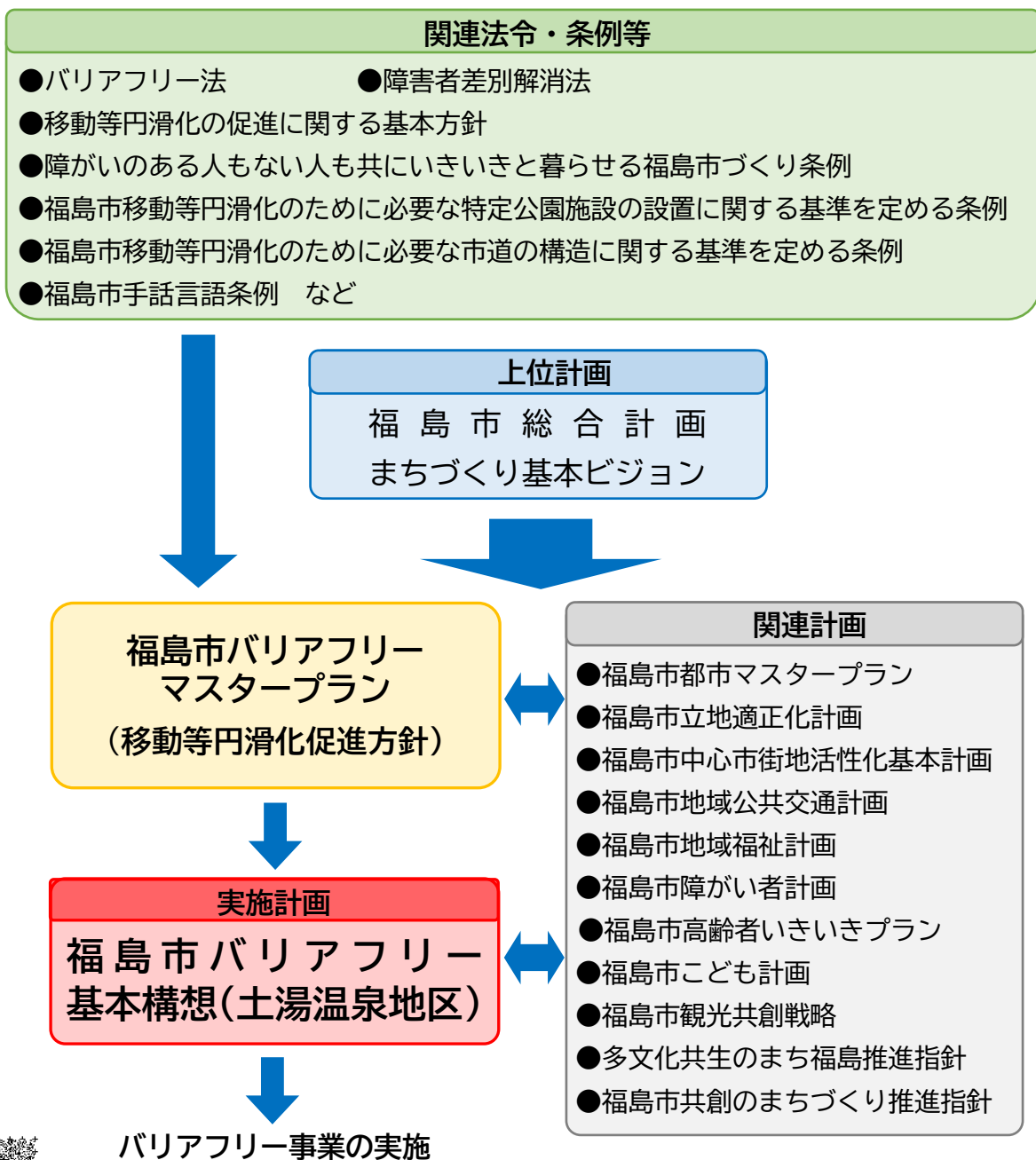
出典：移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン[国土交通省]

- ※1 バリアフリー推進パートナー：本市バリアフリーの取り組みの趣旨・目的に賛同し、連携・協力いただける企業や団体のこと
- ※2 バリアフリー推進パッケージ：官民一体のバリアフリー実践により「誰にでもやさしいまち ふくしま」の実現を目指すとともに、この行動を次世代へつないでいくことを目標とした取り組みのこと
- ※3 移動等円滑化促進地区：バリアフリー法に基づく促進方針に定める地区。バリアフリー化を促進すべき地区として市町村が定めるもの



1-2. バリアフリー基本構想の位置づけ

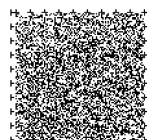
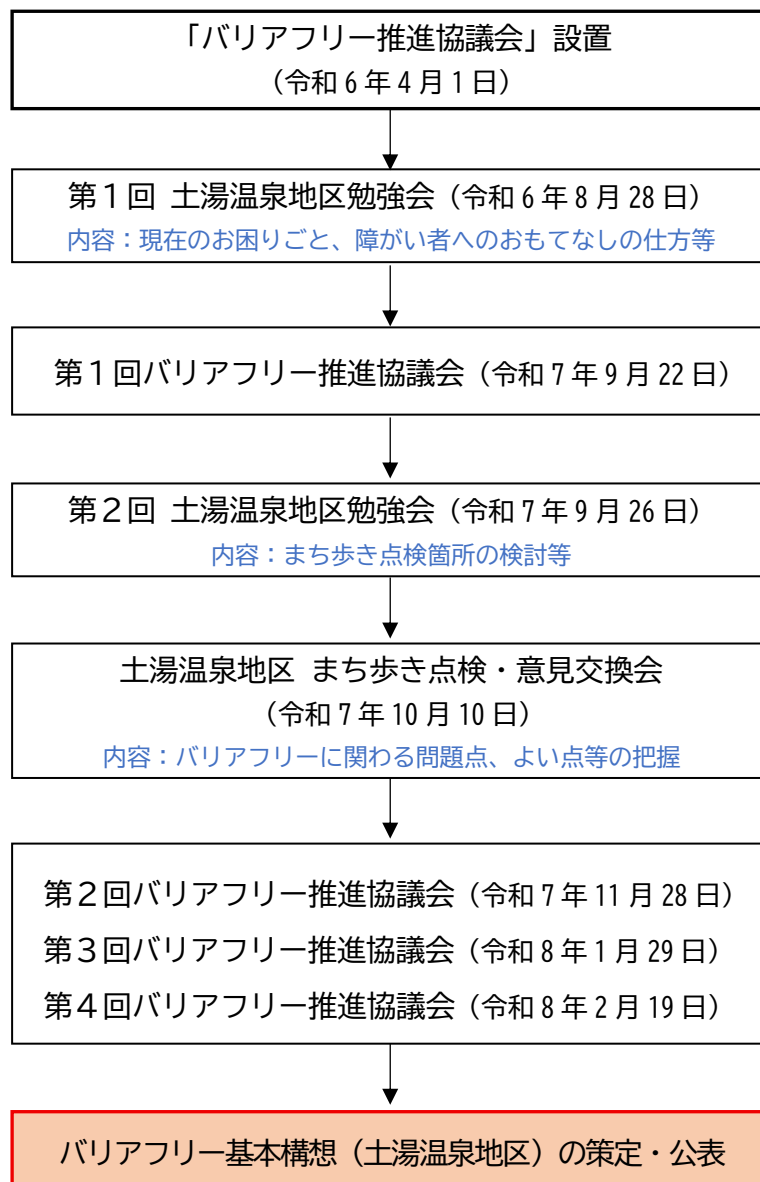
バリアフリー基本構想は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」という。）」に基づく法定計画で、福島市バリアフリーマスタープランの基本理念である「誰にでもやさしいまち ふくしま」の実現を目指し、重点整備区域におけるバリアフリー化の推進を図るための実施計画です。関係法令や本市のまちづくりに関する施策・事業等と整合を図りながら策定します。



1-3. バリアフリー基本構想策定の流れ

バリアフリー基本構想の策定にあたっては、高齢者や障がい者団体、市民の代表、学識経験者、公共交通事業者、関係行政機関、福島市などで構成する「福島市バリアフリー推進協議会」において、協議や検討を行いました。

あわせて、関係団体や地元関係者などとのまち歩き点検・意見交換会の結果を反映しています。



1-4. バリアフリー基本構想の計画期間

本構想の計画期間は、令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間とします。

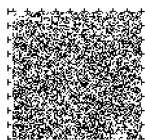
令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和12年度以降
土湯温泉地区 バリアフリー 基本構想策定					 見直し・改定 (必要に応じて)



5年目を目途に、

- ・ 計画達成の評価
- ・ 見直し検討

→ 必要に応じて見直し改定を行い、
継続的に取り組みを進めていきます。



第2章 福島市におけるバリアフリーの基本理念

2-1. 福島市におけるバリアフリーの基本理念

本市のバリアフリー化に関する課題を踏まえ、誰もが個人として尊重され、安全かつ安心して移動し、快適に日常生活を送ることができるよう、市民一人ひとりが相互に尊重し、支え合うことができる社会の実現を目指して、福島市バリアフリーマスタープランにおける基本理念を以下のとおり定めています。

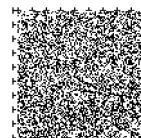
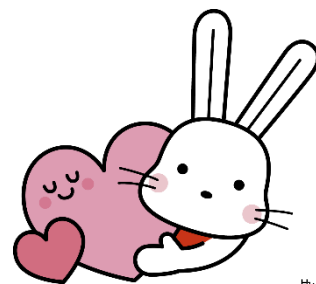
誰にでもやさしいまち
ふくしま

これまで本市では、福島駅周辺の中心市街地などの道路や公園、広場などの公共施設のバリアフリー化とあわせて、高齢者や障がい者などを対象とした交流事業やヘルプマーク・ヘルプカードの普及推進などに取り組んできました。

まち歩き点検の結果、案内の充実や点字ブロックの整備など取り組みが進んだ事業がある一方で、段差の解消や舗装の改善などの課題も残されていることが明らかとなりました。

ソフト面についても、心のバリアフリーの普及啓発などを継続して、あるいは取り組みを強化して推進する必要があります。

引き続き、国や県、民間企業・関係団体などと連携の強化を図り、市民（住む人）と本市への来訪者（来る人）のバリアフリーニーズを掘り起こし、官民一体となったハード・ソフト・心のバリアフリーを実践することにより「誰にでもやさしいまち ふくしま」の実現を目指します。



第3章 土湯温泉地区の現状把握

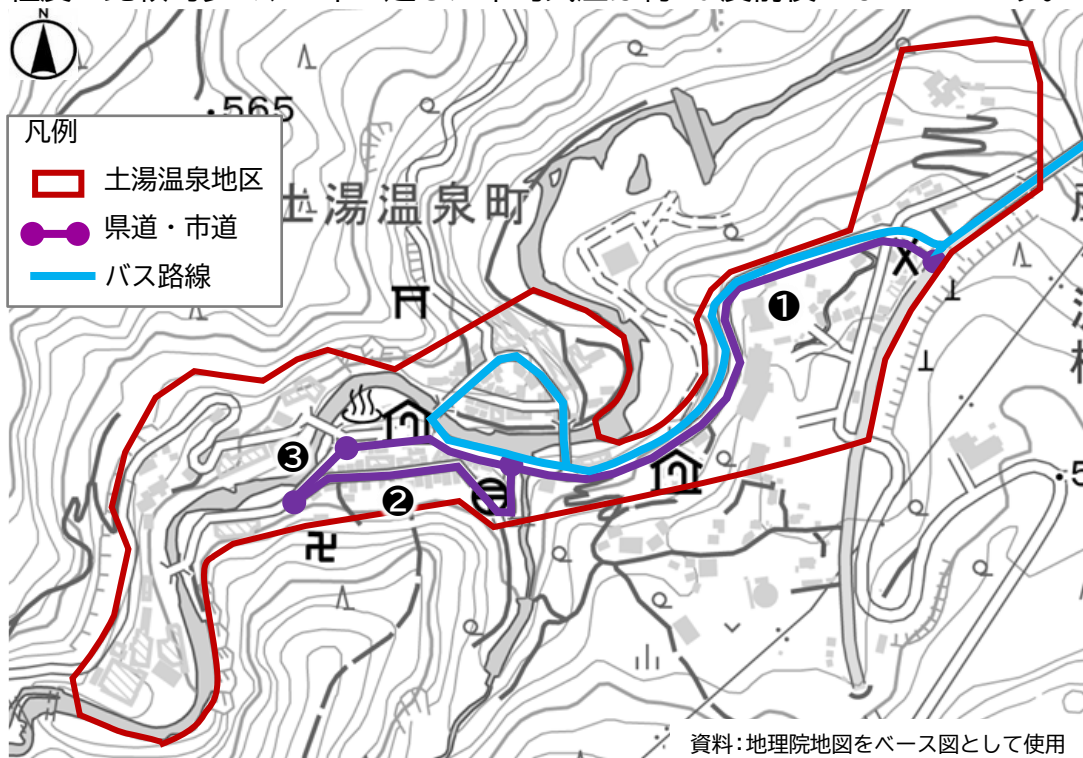
3-1. 土湯温泉地区の概況

3-1-1. 地勢

土湯温泉地区は、JR 福島駅から南西方向 16 km に位置し、一級河川荒川沿いに発達した温泉地です。温泉街の標高は約 450m であり、温泉街全域が磐梯朝日国立公園に指定されています。地区内には勾配のある坂道や、階段が多く存在します。

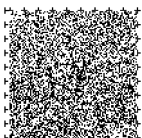
現在、19 軒の旅館・ホテルがあり、中心部を流れる荒川沿いに温泉街を形成しているほか、荒川源流域にも数件の旅館が散在しています。

気候は福島市の平野部と比較するとやや冷涼であり、冬期の最大積雪は 40 cm 程度と比較的多く、1 年を通じた平均気温は約 15 度前後となっています。



主な路線名

区分	No	路線名	管理者
県道・市道	①	県道土湯温泉線	福島県
	②	市道上ノ町・堂ノ上線	福島市
	③	市道下ノ町・堂ノ上線	福島市

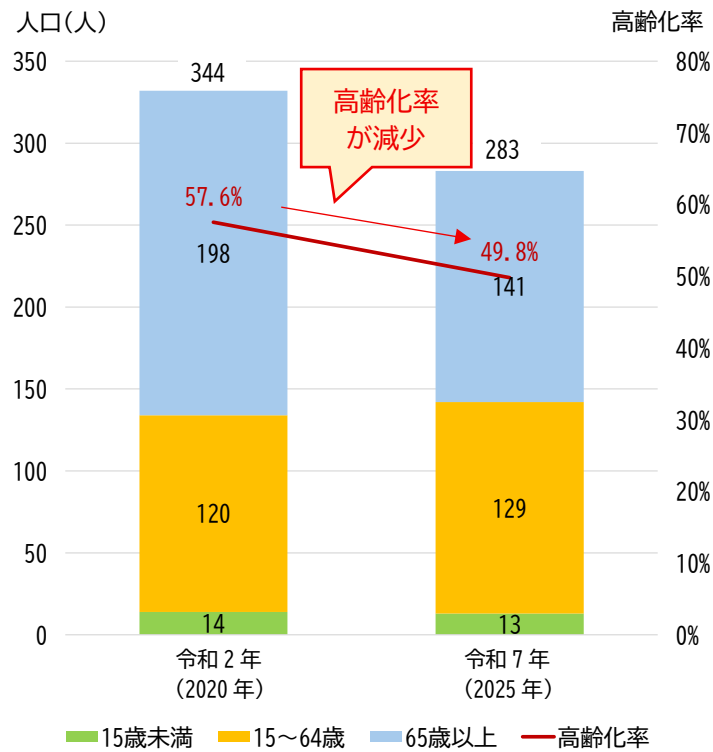


3-1-2.人口等

土湯温泉地区の人口は、減少しています。

65歳以上の高齢者の人口が減少している一方、15～64歳の人口がやや増加しているため、高齢化率は減少しています。

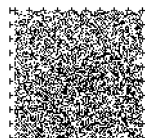
高齢者への配慮はもちろん重要ですが、子どもや子育て世代をはじめ、様々な年齢の方がともに暮らしやすいまちづくりが必要となります。



資料：国勢調査（令和2年10月）、住民基本台帳（令和7年は9月末の実績値）

【 人口や高齢化などの現状からみえた現状と課題 】

現状	課題
<p>1) 地勢</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区内に勾配や階段が見られる。 ・積雪が比較的多い状況。 <p>2) 人口と高齢化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区の人口は減少している。 ・65歳以上の高齢者の人口が減少している一方、15～64歳の人口がやや増加しているため、高齢化率は減少している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・勾配や積雪に対して、安心して移動できる歩行空間の確保が必要。 ・高齢者に加え、子どもや子育て世代など、様々な年齢の方がともに暮らしやすいまちづくりが必要。



3-1-3. 観光

土湯温泉地区の観光客入込数は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、165千人まで落ち込んだものの、令和4年(2022年)には201千人、令和5年(2023年)には237千人と回復傾向にあり、コロナ禍前の水準に近づいています。

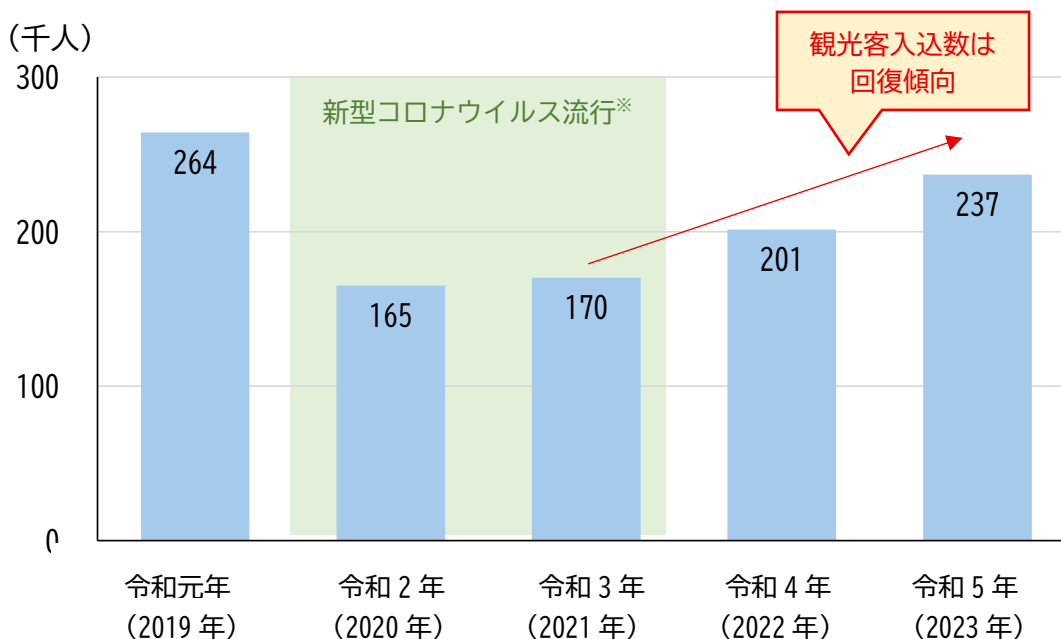


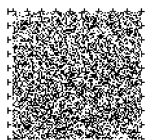
図 土湯温泉地区の観光客入込数の推移

資料：福島市観光客入込状況から整理（各年1月1日～12月31日）

※新型コロナウイルス流行：第1回緊急事態宣言が発出された令和2年(2020年)4月7日から、第4回緊急事態宣言が終了した令和3年(2021年)9月30日までを想定して図示しています。

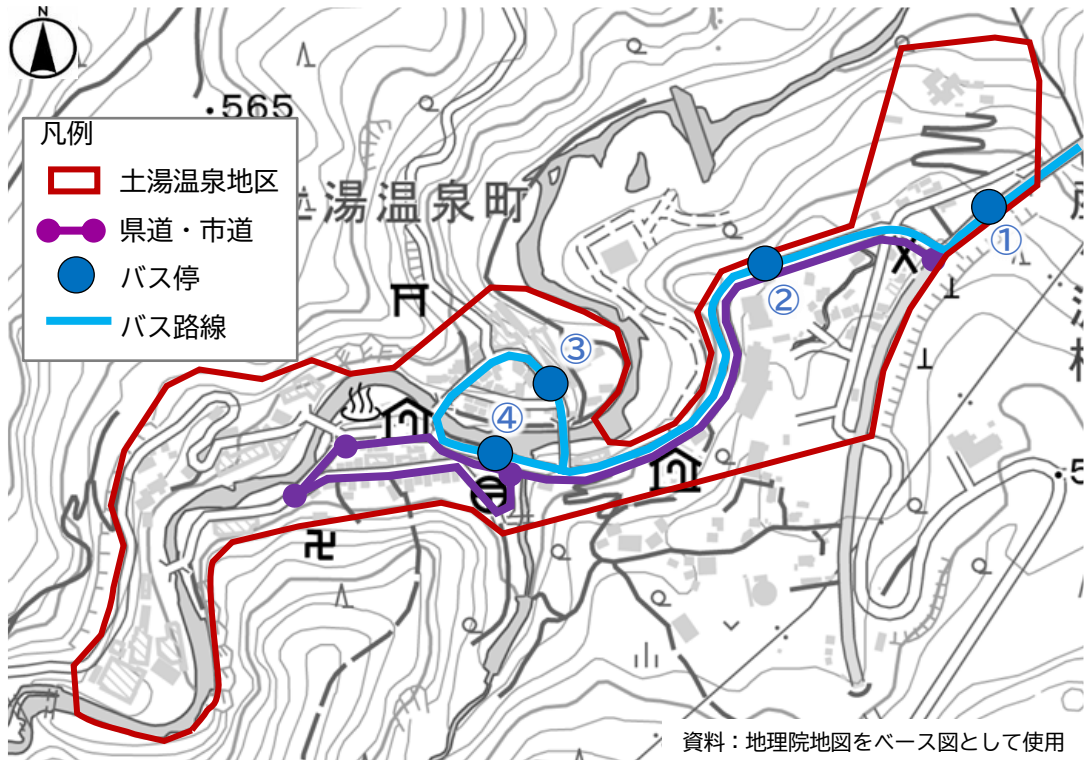
【 観光の現状と課題 】

現状	課題
<p>3) 観光</p> <ul style="list-style-type: none"> 観光客入込数は、コロナ禍により減少したが、その後増加し、令和4年(2022年)以降には、コロナ禍前の水準に戻りつつある。 	<ul style="list-style-type: none"> 誰もが安心して楽しむことが出来る観光地づくり・まちづくりが必要。



3-1-4. 公共交通

土湯温泉地区には、福島駅東口から路線バスが運行しています。土湯温泉地区内には4つのバス停があり、特に「土湯温泉」バス停付近は、公共交通で来訪した際の公共交通の拠点としての役割が期待されます。

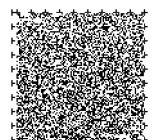


土湯温泉地区のバス停一覧

番号	バス停名
①	土湯温泉入口
②	土湯見附
③	杉の下
④	土湯温泉

【 公共交通の現状と課題 】

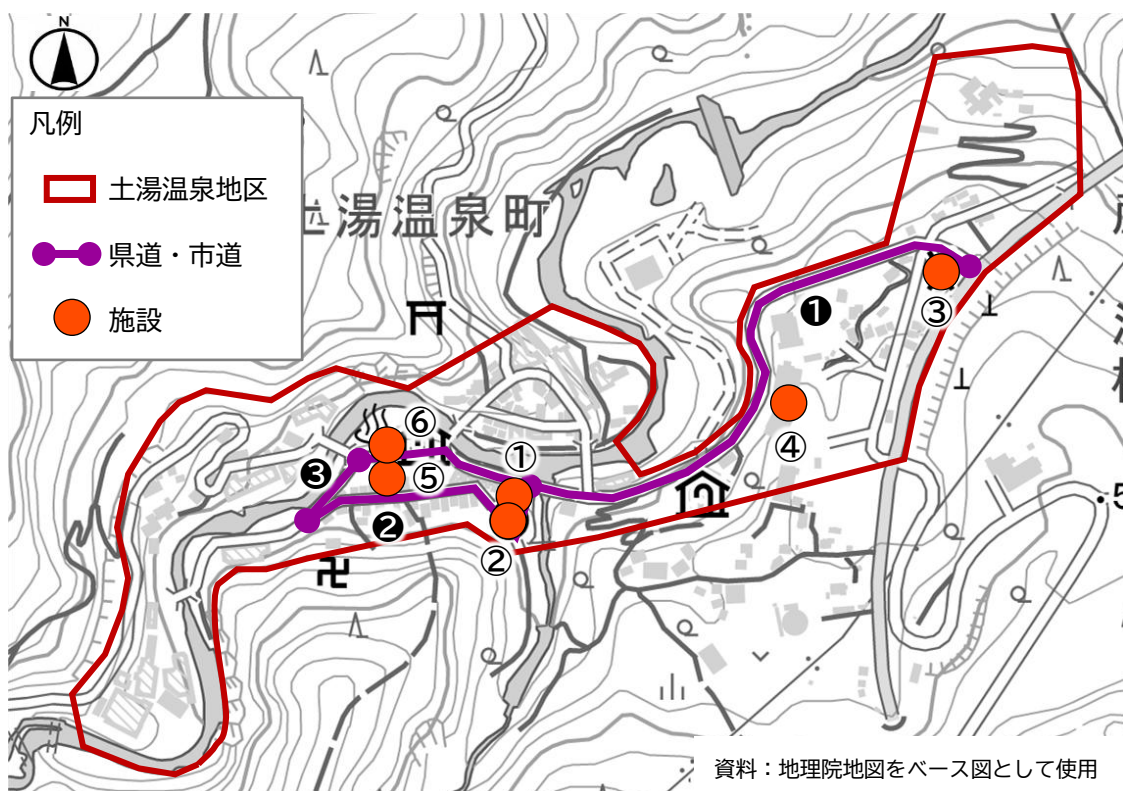
現状	課題
<p>4) 公共交通</p> <ul style="list-style-type: none"> 土湯温泉地区内には、4つのバス停が設置され、福島駅から路線バスでアクセス可能となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> バスは高齢者や障がい者だけでなく、土湯温泉地区を訪れる観光客にも、重要な移動手段であり、引き続き路線バス車両やバス停周辺のバリアフリー化が必要。



3-1-5. まちづくりの動向

■ 施設の配置状況

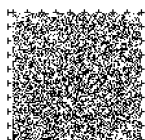
土湯温泉地区には、土湯温泉町支所、土湯駐在所、土湯温泉観光交流センター「湯愛舞台」、土湯温泉まちおこしセンター「湯楽座」、公衆浴場「中之湯」など、地域住民や観光客が利用する施設が立地しています。



主な施設と道路の一覧

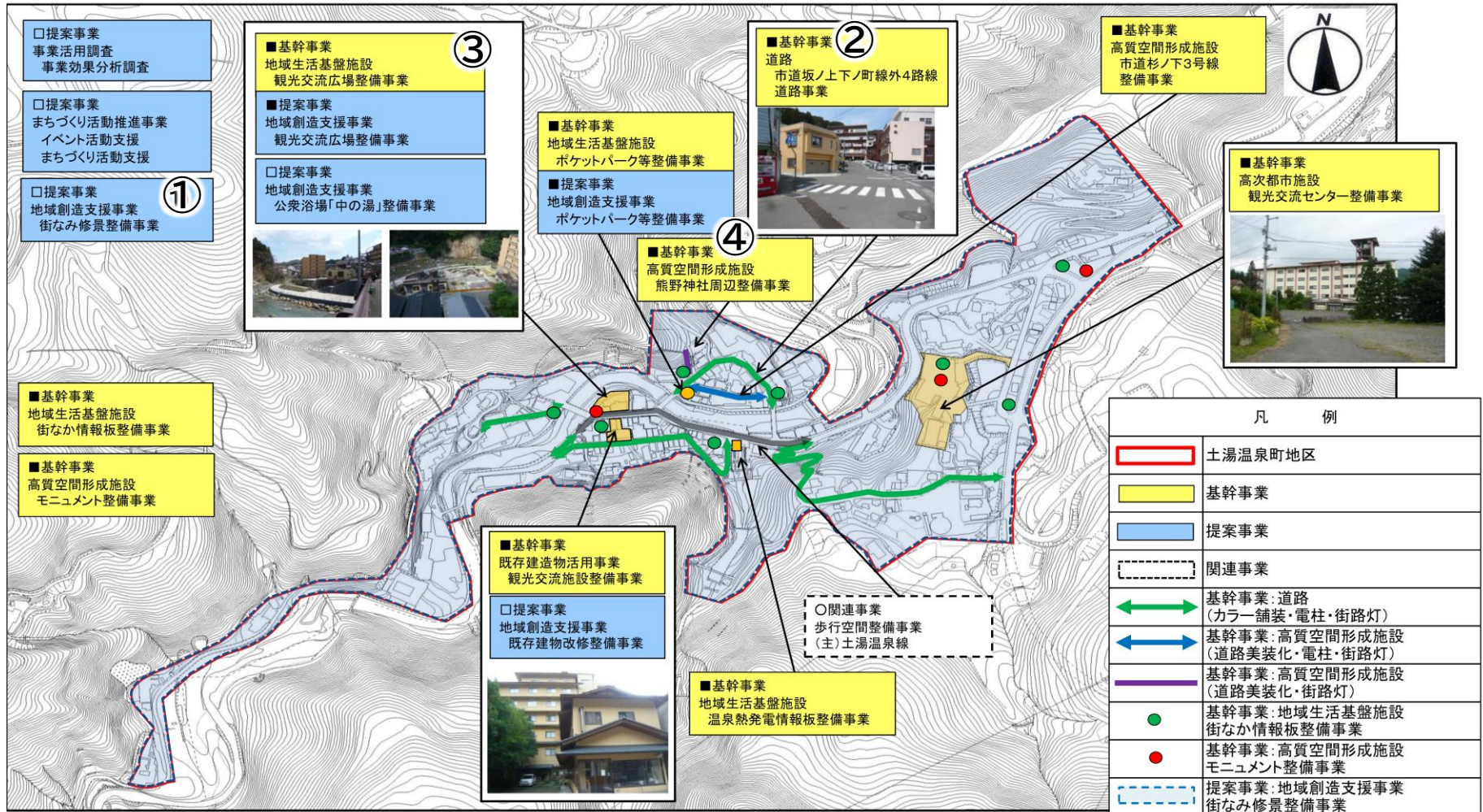
区分	No	施設名・路線名	管理者
施設	①	土湯温泉町支所	福島市
	②	土湯温泉郵便局	日本郵便
	③	福島警察署土湯駐在所	福島県警察
	④	土湯温泉観光交流センター「湯愛舞台」	福島市 土湯温泉観光協会
	⑤	土湯温泉まちおこしセンター「湯楽座」	
	⑥	公衆浴場 中之湯	
県道・市道	①	県道土湯温泉線	福島県
	②	市道上ノ町・堂ノ上線	福島市
	③	市道下ノ町・堂ノ上線	

※ ②土湯温泉郵便局は、令和8年3月11日より一時閉鎖



■ 土湯温泉町地区における道路等の整備・都市再生整備計画状況

土湯温泉地区の道路等の整備・都市再生整備計画による事業の状況は以下の通りです。



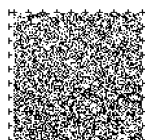
資料：福島市 まちづくり瓦版～うつくしま。まちづくり推進レポート～（令和元年6月）

それぞれの事業内容は以下の通りです。

番号	事業名	内容
①	地域創造支援事業・街なみ修景整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・「土湯温泉町街づくり協定」に基づき、建築物の意匠、形態、色彩等の修景整備を実施。 ・修景整備の事業主体は店舗などの事業者。市は修景整備に要する費用の2/3以内（200万円上限）を事業主体に補助。
②	市道坂ノ上下ノ町線外4路線道路事業	<ul style="list-style-type: none"> ・温泉地内の主な道路（市道坂ノ上・下ノ町線、市道上ノ町・堂ノ上線、市道下ノ町・堂ノ上線、市道上ノ町・大岩線、市道西ノ道・赤坂線）において、温泉観光地として統一感のある景観を確保するため、カラー舗装を実施。
③	公衆浴場「中ノ湯」整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化のため休業していた公衆浴場「中之湯」を地域創造支援事業で整備。
④	熊野神社周辺整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・熊野神社へ通じる階段の高質化を実施。

【 まちづくりの動向からみえた現状と課題 】

現状	課題
<p>5) まちづくりの動向</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土湯温泉地区内には、観光客と地域住民が利用すると想定される施設が混在している。 ・観光地としての景観確保のための整備や、安心して地区内を移動できるための設備の整備がなされている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民だけでなく、観光客に向け、施設や道路のバリアフリー化が必要。



3-2. バリアフリーに関わるニーズの把握

3-2-1. 勉強会

土湯温泉地区のバリアフリー基本構想の策定にあたり、令和6年(2024年)8月には、それぞれの温泉旅館の皆様とともにバリアフリーを推進していくため、「宿泊施設のおもてなしや心のバリアフリー」について、各旅館の現状を踏まえた意見交換を行う第1回勉強会を実施しました。

【第1回 勉強会の概要】

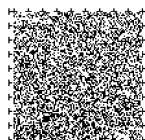
日時	令和6年8月28日(水) 10:00~11:45
場所	土湯温泉観光協会(湯楽座)
参加者	温泉旅館、湯愛舞台、土湯温泉観光協会、土湯温泉観光協会事務局、東北運輸局、福島市バリアフリー推進協議会、その他関係者
議事	(1)バリアフリー・ユニバーサルデザイン理念による宿泊施設における「おもてなし」を考える (2)障がい者視点から伝えたい心のバリアフリーの“おもてなし” (3)意見交換会



【第1回 勉強会の結果】

第1回勉強会の結果について、以下に取りまとめました。

意見の種類	意見の内容
宿泊施設のハード面と運営	障がいのあるお客様向けに設置したバリアフリールームは、健常者であるお客様の利用がほとんどで稼働率も低い状況。
	盲導犬の受け入れについては、宴会場等の食品衛生確保の点で懸念があり、どのように対応すべきか不安に感じている。
	ハード面への投資が難しい状況にあるため、施設としては心のバリアフリーに徹したい。
	人手不足のため、段差の介助はできるが、お客様を部屋まで介助することは困難な状況。
情報発信・取り組み方針	介助されるのを待っているなど、お客様側のご家族と従業員の間で考え方の違いがある状況も見受けられる。
	100%バリアフリーは無理でも、できる限りのバリアフリー化を行っているという情報を積極的にPRしたい。
	今回の勉強会を経て、今ある既存の設備や環境でバリアフリーを実現していくスタート地点に立てた。
	バリアフリー情報の発信ができればいいと思う。選択肢をどのように見せるかを旅館側が考えるのが重要である。
地域全体の交通と環境	高齢者が車で足湯へ行く際に停車し乗り降りを介助していると、後続車にクラクションを鳴らされることもあるため対策を考えたい。
	車いす利用者がカフェめぐりをしたいと思った時、スロープがあっても幅が狭い箇所が多いので、拡幅できると良い。

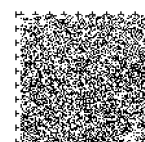


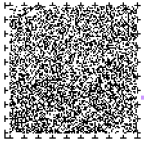
第3章 土湯温泉地区の現状把握

令和7年(2025年)9月には、第2回勉強会として「宿泊施設のおもてなしや心のバリアフリー」についての意見交換会に加えて、まち歩き点検のルート(案)の確認を行いました。

【第2回 勉強会の概要】

日時	令和7年9月26日(金)10:00~12:00
場所	土湯温泉観光協会(湯楽座)
参加者	温泉旅館、土湯温泉観光協会事務局、自治振興協議会、町内会、ケアハウス、民生委員協議会、福島市バリアフリー推進協議会、その他関係者
議事	(1)バリアフリー法・教育啓発特定事業設定のための宿泊施設における「おもてなし」 (2)意見交換会 (3)まち歩き点検のルート(案)の確認

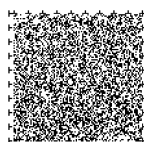




【第2回 勉強会の結果】

第2回勉強会の結果について、以下に取りまとめました。

意見の種類	意見の内容
ソフト対応と情報共有	バリアフリーの取り組みがハード整備だけでなくソフト対応へも広がっているが、その実態を周知していくことが今後の課題。
	対象者が「目に見えにくい障がい者」など多様化しているため対応に苦慮しており、まずは勉強会で知る機会を持つことが重要である。
	相手の困りごとを聞き、できることを提示するという通常の接遇で十分であり、過剰な要求は断ることも重要である。
	「隣の旅館なら対応できる」と情報提供する等、地区全体で連携し、お客様を受け入れる体制づくりが非常に重要である。
	観光協会等を中心に「この旅館はどこまでできる」という情報を相互に共有する仕組みを構築することが非常に重要である。
ソフト対応と地域貢献	バリアフリーに関する冊子を作って終わりにするのではなく、旅館だけでなく、地域の高齢者などのバリア解消も継続して手助けすべきである。
入浴時のバリアと対応	全面的なバリアフリー設備はないが、貸切風呂を設け、予約により時間制限なく入浴できるように対応している。
	貸切風呂には、高齢者や障がいのあるお客様が利用しやすいよう、手すりを設置して対応している。
食事のバリアと対応	飲み込む力が弱い高齢の方には「きざみ食」や「とろみ食」に対応するが、「ミキサー食」の要望は予約時に断っている。
	ミキサー食は通常のメニューにひと手間加えるだけでは対応が難しく、専用のメニュー構成を構築する必要がある。
	食事のバリア対応として、きざみ食やとろみ食に加え、はさみやスプーンフォークの提供で対応している。
	ミキサー食は別料金で料亭から届ける、あるいは持参してもらい温め直すなどの手伝いに留める対応が解決策に考えられる。
	福島県内ではミキサー食対応をする旅館はなく、はさみやミキサーの貸し出し、きざみ食対応の現状である。
	特別な食事を必要とする方に対して、持参すれば対応可能であるという選択肢を提示することも立派なおもてなしである。
香りの対応	外国人観光客の香水の香りが強すぎたため、次の宿泊客から苦情が届くなど、香りがバリアになる事例がある。
	客室でお香を焚かれた際には、脱臭機、消臭スプレーで臭いが残らないよう、チェックアウト後の15時までに対応している。



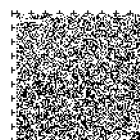


意見の種類	意見の内容
タトゥーへの対応	温泉でタトゥーのある外国人などの入浴を断る対応が、差別とみなされるのではないかと懸念がある。
	タトゥーの範囲が広い場合は貸切風呂での利用を可能とし、利用者登録ができない場合は入浴不可とする対応をしている。
	利用者登録では入浴拒否をするためではなく、ファッションでタトゥーを入れた人が自由に入浴できるための取り組みであることを説明している。
	入れ墨お断りは元々警察の指導であったが現在はそのような指導がなく、魔除けの意味のタトゥーもあるため受け入れる必要がある場合もある。
	タトゥーの規制や受け入れ条件について旅館側で利用者とコミュニケーションを取り、より良い方法を探ることが重要。

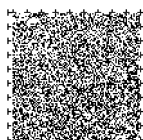
【まち歩き点検ルート（案）確認の結果】

まち歩き点検ルート（案）確認の結果については、以下の通りです。

意見の種類	意見の内容
ルートの難易度	事務局案のコース2（赤ルート）は難易度が高く、介助者がいない車いす利用者にとっては利用が厳しいルートである。
	コース1（青ルート）にある支所から郵便局へ上る坂も、介助者がいなければ車いす一人での移動は難しいと思われる。
	湯愛舞台周辺はスロープとエレベーターが整備されているため、遠回りせず利用できるようにルートを検討する必要がある。
道路交通と安全性	支所東側の駐車場付近では、混雑した道路脇でのドア開放や飛び出しがあり、安全確保のため啓発看板の設置が求められる。
	支所から郵便局へ上る坂のカーブでは観光客が道路の真ん中を歩いており、後続車がクラクションを鳴らせず追従する場合もある。
	郵便局への道は冬場に日陰となり凍結しやすく、坂の勾配も急なため、高齢者が転倒する危険があり大変危険である。
	橋のたもとの坂道と県道の歩道の境界部の段差が高くなっているため、歩行者にとって転倒の危険がある。



意見の種類	意見の内容
	足湯の「月のゆぶじえ」付近の橋の道が狭く、杖をつく高齢者やキャリーケースを持つ方が車道を歩き、車にひかれそうになっている。
駐車場と交通	体が不自由な車いす利用者向けの駐車場がなく、旅館宿泊者以外の日帰り観光客のための駐車場も少なすぎる。
	湯楽座の近くにある駐車場の障がい者専用スペースは、中之湯の利用者専用となっているため、一般の障がい者は利用できない。
冬場の課題とインフラ	冬場に雪が積もると車いすはもちろん健常者も通るのが大変な状況になり、観光できる町ではなくなってしまう。
	除雪車で寄せた雪が大量で片付けが困難であるため、観光地のインフラとして除雪や融雪対策の実施が強く望まれる。
	坂道では車道には融雪が入っているが歩道にはないため、雪が積もると観光客が危険を承知で車道を歩いている。
湯楽座の利用	湯楽座のエレベーターについて案内表示があると良いが、施設側は通り抜けをあまり良しとしていない。

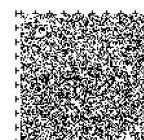
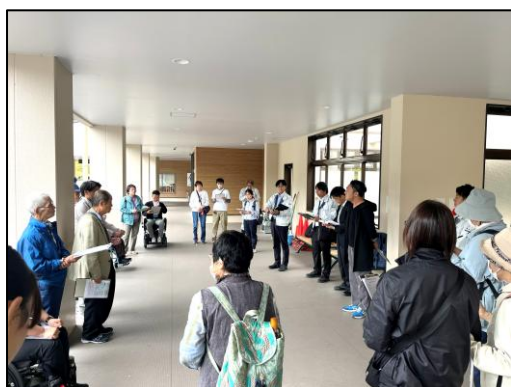


3-2-2. まち歩き点検

土湯温泉地区のバリアフリー基本構想の検討にあたり、障害となっている場所、課題やバリアフリーに関わるニーズを把握するため、令和7年(2025年)10月に高齢者、障がい者、地元関係者等とまち歩き点検を実施しました。その後、まち歩き点検の結果を踏まえて意見交換会を実施しました。

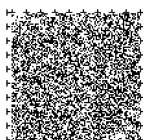
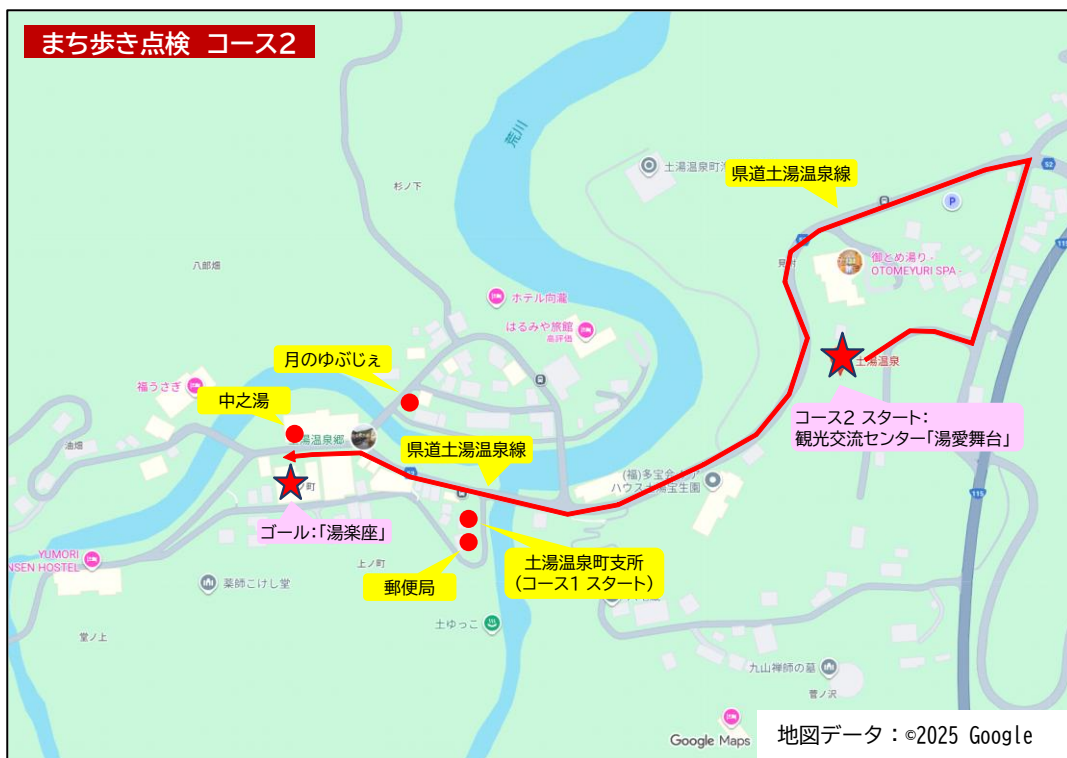
【まち歩き点検・意見交換会の概要】

日時	令和7年10月10日(木) 13:30~16:00	
場所	集合場所	観光交流センター「湯愛舞台」 駐車場
	点検場所	土湯温泉地区の中心部, 東側地区
	意見交換会場	土湯温泉まちおこしセンター 「湯楽座」会議室
参加者	福島市バリアフリー推進協議会委員、福島自閉症児・者親の会、土湯温泉観光協会、その他関係者	



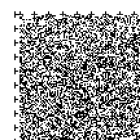
【まち歩き点検のコース】

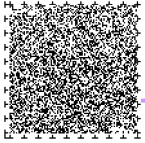
まち歩き点検は、2班（コース1、コース2）に分かれて、以下のコースで実施しました。



点検コースの内容は以下の通りです。

点検コース	点検コースの内容
コース1	集合：観光交流センター「湯愛舞台」 （スタート）土湯温泉町支所→土湯温泉バス停、土湯温泉郵便局→公衆浴場「中之湯」→足湯温泉「月のゆぶじえ」→県道土湯温泉線 →意見交換会会場：土湯温泉まちおこしセンター「湯楽座」
コース2	集合：観光交流センター「湯愛舞台」 （スタート）観光交流センター「湯愛舞台」→県道 土湯温泉線→土湯温泉町支所（休憩所、トイレ確認） →意見交換会会場：土湯温泉まちおこしセンター「湯楽座」

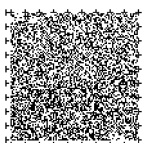


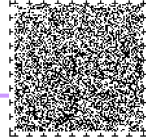


【まち歩き点検・意見交換会の結果】

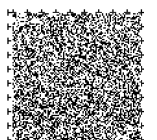
まち歩き点検と意見交換会の結果について、以下に取りまとめました。

	コース1	コース2
経路	<p><良い点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・川が見える橋の上からの眺めが良く散歩に最適である。 ・川の清掃がよく行われている。 	<p><良い点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・車が歩行者に気を使い、必ず停止してくれ、運転マナーが良い。 ・歩道が広く段差がないため、車椅子で通りやすい路面。 ・車のスピードも速くないため安心感がある。
	<p><要望></p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光客がゆっくりと歩き巡れる環境整備が必要である。 ・川沿いの景色を楽しむためにも、歩道と車道を分けるべきである。 ・車道と歩道を色分けして区別する方法も有効である。 ・河川を有効活用してほしい。 	<p><要望></p> <ul style="list-style-type: none"> ・傾斜解消が難しいため、注意を喚起する案内を設置すべきである。 ・信号機のない横断歩道には、音声案内があると助かる。 ・県道の歩道について、歩行の障害となる草や土を除草すべきである。 ・歩道と車道の段差が車椅子にとっては怖いので、解消してほしい。
	<p><問題点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・坂道に滑り止めがないため、冬場の凍結が心配である。 ・県道と橋の交差箇所は段差があり、車椅子での通行が困難である。 ・歩道の段差や雑草が歩行の障害になっている。 ・誘導ブロックが不足し、点字ブロックの連続性がない。 	<p><問題点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・湯愛舞台裏出入口付近の道路横断が危険である。 ・坂道の傾斜が厳しく、車椅子での通行が大変である。 ・昔からの道路なので凸凹が多く、歩道と車道の段差が危険である。 ・歩道のない道路では白線がかすれて、歩行空間が分かりにくい

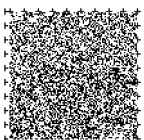




	コース1	コース2
施設	<p><良い点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光交流センター「湯愛舞台」は、大変新しい施設でバリアフリー設備が整っている。 ・支所の事務員が親切で、トイレや休憩場所を開放している。 ・郵便局の階段脇にある呼び出しボタンは良い仕組みである。 ・湯楽座の段差に対する対策は、素晴らしい。 	<p><良い点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・湯愛舞台の駐車場は広さが確保され、車いす用台数も十分である。 ・湯愛舞台はバリアフリーの整備がだいが整っており、トイレも広い。 ・観光交流センター「湯愛舞台」の駐車場から正面入口まではフラットで段差がなく、使い勝手が良い。 ・道路から湯楽座の出入口の間に段差がなく良い。
	<p><要望></p> <ul style="list-style-type: none"> ・点字での表示案内に加えて音声での案内があると良い。 ・「おらのコミセ」にスロープを設置してほしい。 ・案内板はピクトグラムで示すと良い。 ・郵便局の入口にある呼び出しボタンに音声案内があると良い。 	<p><要望></p> <ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がい者のためにエレベーターの音声案内を設置すべきである。 ・土湯温泉地区の中心部にも駐車場を整備してほしい。 ・駐車場と歩行空間の間に安全施設（ガードレール等）を設置すると良い。 ・支所向かい側の駐車場の四角い溝を解消し平坦にすべきである。
	<p><問題点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・エレベーターを降りたスロープがくねっており利用が難しい。 ・AED 設備に鍵がかかっておりすぐに使えない。 ・土ゆっこの階段は高齢者が登るには大変で、車椅子も使えない。 ・駐車場の案内情報の文字が小さく、車いす利用者向けの情報が分かりにくい。 	<p><問題点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設裏のスロープが狭く折れ曲がり車椅子での利用が困難。 ・車いす用トイレのウォッシュレットボタンが背中側にあり利用しにくい。 ・湯愛舞台駐車場が一般利用でも利用可能であることの周知が不足している。 ・観光拠点である支所周辺の案内表示が分かりにくく古い。

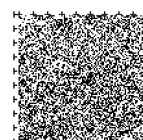


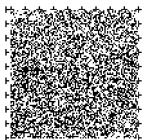
	コース1	コース2
その他	<p><良い点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・温泉街の情緒があって良い。 ・外灯のデザインが良い。 ・東烏川の砂防ダムの景観が良い。 ・地区全体で足湯の数が多い。 	<p><良い点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常にバリアフリーが進んでいる地区である。
	<p><要望></p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政情報と観光情報の発信を分けるべきである。 ・整備された共通の案内看板を利用すべきである。 ・歩きたくなる工夫（屋号や誘導灯など）が欲しい。 ・ハード整備よりも人の手の力で解決できることが多い。 	<p><要望></p> <ul style="list-style-type: none"> ・バリアや坂があることについて利用者へ適切に情報提供すべきである。
	<p><問題点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・案内板から支所の情報やトイレの機能が分からない。 ・共通の青い案内板が文字を認識できないほど汚れている。 	<p><問題点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・案内やサイン表示が全体的に不足している。 ・警告ブロックはあるが誘導ブロックがないなど整備に連続性が無い。 ・全体的に案内サインが不足しているため情報提供の強化が必要である。



【 勉強会・まち歩き点検からみえた現状と課題 】

現状	課題
<p>1) 勉強会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設側では、どこまで介助を行うべきか線引きが難しい状況。 ・「食のバリアフリー」について、各施設で対応を進めている。 ・タトゥーを入れている宿泊客についても、事前確認を実施し、入浴の受け入れを行っている。 ・部屋の中で香水やお香を使用した場合には、次の宿泊客のために消臭対策を行っている。 <p>2) まち歩き点検</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歩道の凹凸や坂道が多く、平時や冬場（凍結）の安全面が心配。 ・案内やサイン表示が全体的に不足しており、情報提供の強化が必要。 	<p><u>バリアフリーの取り組みの共有</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各施設に判断が求められているが、対応の違いに差がある。 ・勉強会等の機会を活用し、引き続き、施設間での情報共有と「バリアフリーのおもてなし」を推進していくことが必要。 <p><u>バリアフリー事業の推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険な段差の解消などの安全性を高めることが必要。 ・案内やサインの充実・改善が必要。



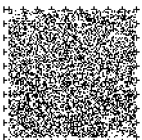


第4章 土湯温泉地区の課題整理

4-1. 土湯温泉地区のバリアフリーに関わる現状、課題のまとめ

これまでに整理した土湯温泉地区のバリアフリーに関わる現状と課題について、要点を一覧としてまとめました。

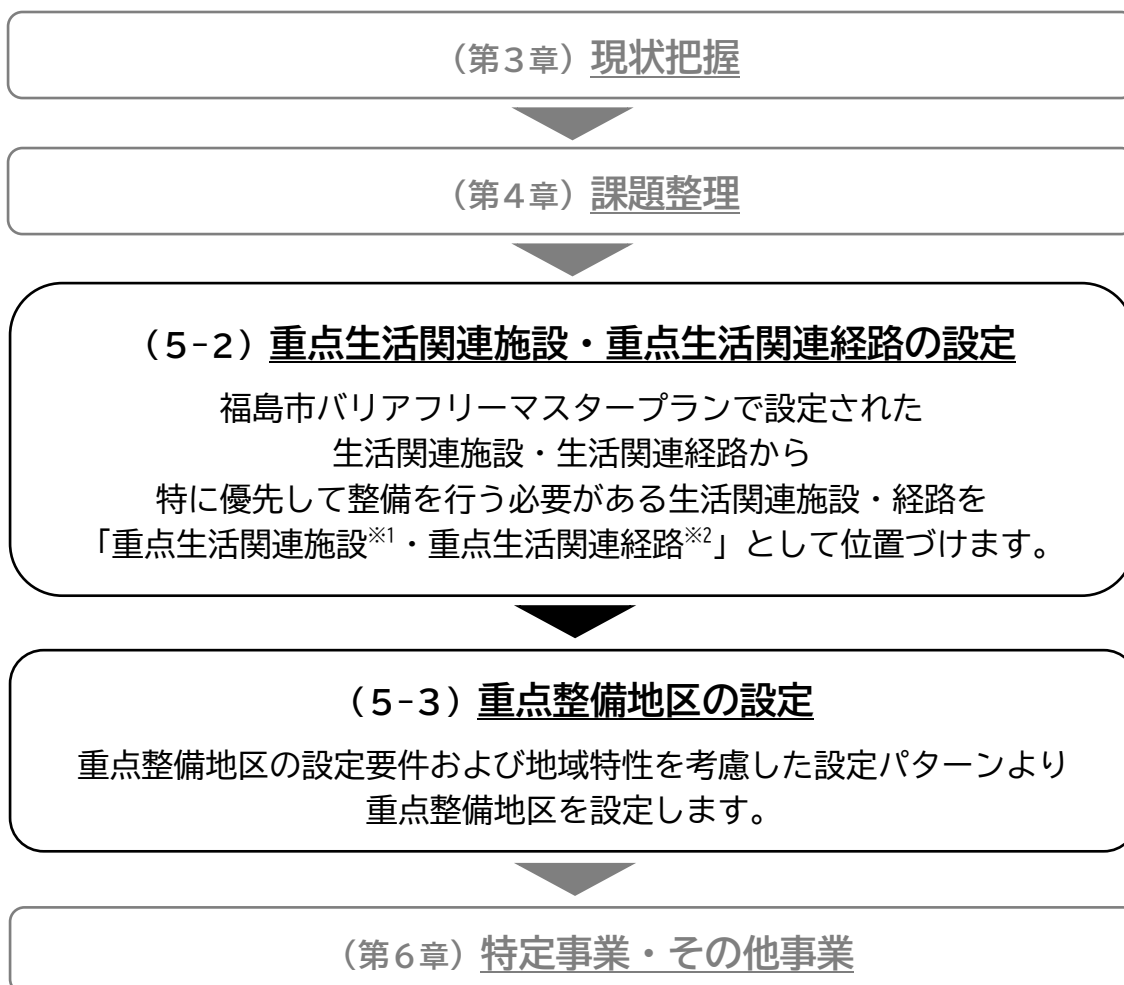
項目	現状	課題
地勢	<ul style="list-style-type: none"> 勾配のある坂道や、階段が多く存在する。 最大積雪は約40cmと比較的多い状況。 	<ul style="list-style-type: none"> 勾配や積雪に対して、安心して移動できる歩行空間の確保が求められる。
人口・高齢化	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の人口が減少し、全体の人口も減少している。 15～64歳の人口がやや増加している。 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者に加え、子どもや子育て世代をはじめ、様々な年齢の方がともに暮らしやすいまちづくりが必要。
観光	<ul style="list-style-type: none"> 観光客数は、コロナ禍で減少した後、増加している。 	<ul style="list-style-type: none"> 誰もが安心して楽しむことが出来る観光地づくり・まちづくりが必要。
公共交通	<ul style="list-style-type: none"> 4つのバス停があり、福島駅からのアクセスが可能。 	<ul style="list-style-type: none"> バスは高齢者や障がい者だけでなく、土湯温泉地区を訪れる観光客にも、重要な移動手段であり、引き続き路線バス車両やバス停周辺のバリアフリー化が求められる。
まちづくりの動向	<ul style="list-style-type: none"> 公的施設が立地し、地域住民と観光客が利用する施設が混在している。 観光地としての景観確保や円滑な移動のための整備が行われている。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民だけでなく、観光客に向け、施設や道路のバリアフリー化が求められる。
勉強会・まち歩き点検	<ul style="list-style-type: none"> 施設側でどこまで介助を行うか線引きが難しい状況がある。 歩道の凹凸や坂が多く平時や冬場の安全面が心配。 	<ul style="list-style-type: none"> 各施設に対応が求められているが、対応の違いに差がある。 勉強会等の機会を活用し、引き続き、施設間での情報共有と、「バリアフリーのおもてなし」を進めていくことが必要。 危険な段差の解消などの安全性を高めることが必要。 案内やサインの充実・改善が必要。



第5章 重点整備地区等の設定

5-1. 重点整備地区とは

重点整備地区とは、福島市バリアフリーマスタープランにて指定された、移動等円滑化促進地区のうち、旅客施設・建築物・道路・路外駐車場・都市公園・歩行者用信号機等について重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進する地区のことを指します。福島市では以下のフローを基に重点整備地区を設定します。



※1 重点生活関連施設：バリアフリー法での生活関連施設である、高齢者、障がい者等が日常生活または社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設などのことであり、本基本構想において重点的に整備する施設のこと

※2 重点生活関連経路：バリアフリー法での生活関連経路である、生活関連施設間を連絡する移動経路のことのことであり、本基本構想において重点的に整備する経路のこと



5-2. 重点生活関連施設・重点生活関連経路の設定

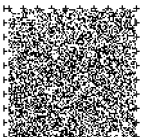
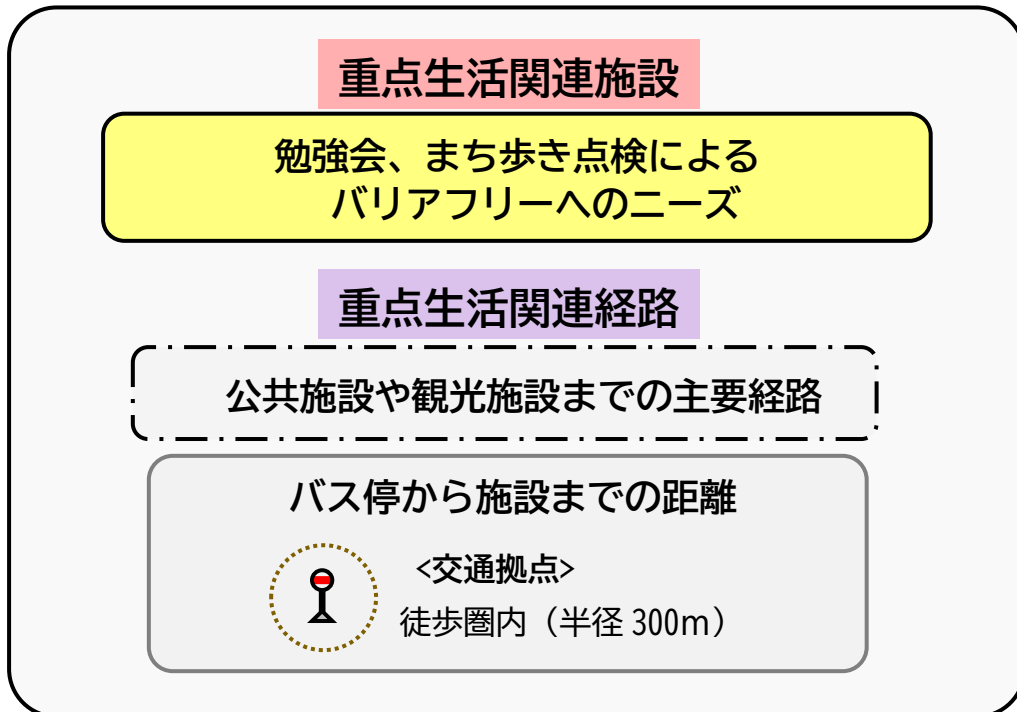
5-2-1. 重点生活関連施設・重点生活関連経路の設定要件

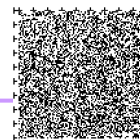
福島市バリアフリーマスタープランによって設定された生活関連施設・経路のうち、福島市では、特に優先してバリアフリー整備を行う必要がある生活関連施設・生活関連経路を「**重点生活関連施設**・**重点生活関連経路**」として位置づけ、以下の通り設定します。

重点生活関連施設：バリアフリーに対するニーズが高い公共施設・旅客施設・観光施設等から選定

重点生活関連経路：重点施設相互の連絡、駅やバス停から重点施設までの連絡を担う経路から選定

また、今回指定していない施設や経路に関しては、次期事業期間に指定拡大を検討します。

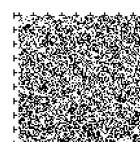




5-2-2. バリアフリーに関わるニーズ

第3章で示した勉強会、まち歩き点検の結果を基に、土湯温泉地区におけるバリアフリーに関わる主な意見（ニーズ）を横断的に整理します。

項目	主な意見（ニーズ）
バリアフリー化の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・従来の「ハード整備重視」から「ソフト（情報提供）対応を含む総合整備」への転換が必要。 ・施設側はサービスの選択肢を用意し、利用者側が自分に合った選択肢を選べるようにできると良い。 ・施設側が「どこまで対応できるか」という情報発信をホームページ等で行うことが必要。 ・受け入れが難しい宿泊客について、受け入れ可能な別の宿泊施設を紹介するなど、地区全体で連携して観光客の受け入れ体制を作ることが必要。
ハード面	<ul style="list-style-type: none"> ・バス停に屋根がない。また、案内がないため、バスを降りた後どちらに行けば良いかわからない。 ・歩道と車道との段差が危険な箇所がある。 ・歩道に融雪設備がないため、積雪時は歩道の通行が困難。 ・施設周辺の警告ブロックに至るまでの誘導ブロックが不足しており、視覚障がい者誘導用ブロックに連続性がない。 ・地区全体に坂道が多く、特に支所から郵便局へ上る坂は冬場の凍結が危険。 ・地区内の上下移動の際、まちおこしセンター湯楽座のエレベーターが利用可能であることの案内がない。 ・一般利用者向けの駐車場が少ない。一般利用できる箇所も周知が不足。 ・車椅子利用者用駐車施設の利用案内が不明瞭。 ・観光交流センター湯愛舞台の裏の出入口付近は横断歩道等がなく危険。
ソフト面	<ul style="list-style-type: none"> ・施設側がどこまで介助を行うべきかの線引きが難しい。 ・バリアフリールームを設置しても、稼働率が低い。 ・「食のバリアフリー」について、意欲的に取り組みたい。 ・外国人の宿泊客が部屋の中で香水やお香を使用し、次の宿泊客に影響が出る場合がある。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内の案内版が古く、わかりにくい。 ・支所の案内が不足しており（休憩場所等）、掲示情報も雑多でわかりにくい。



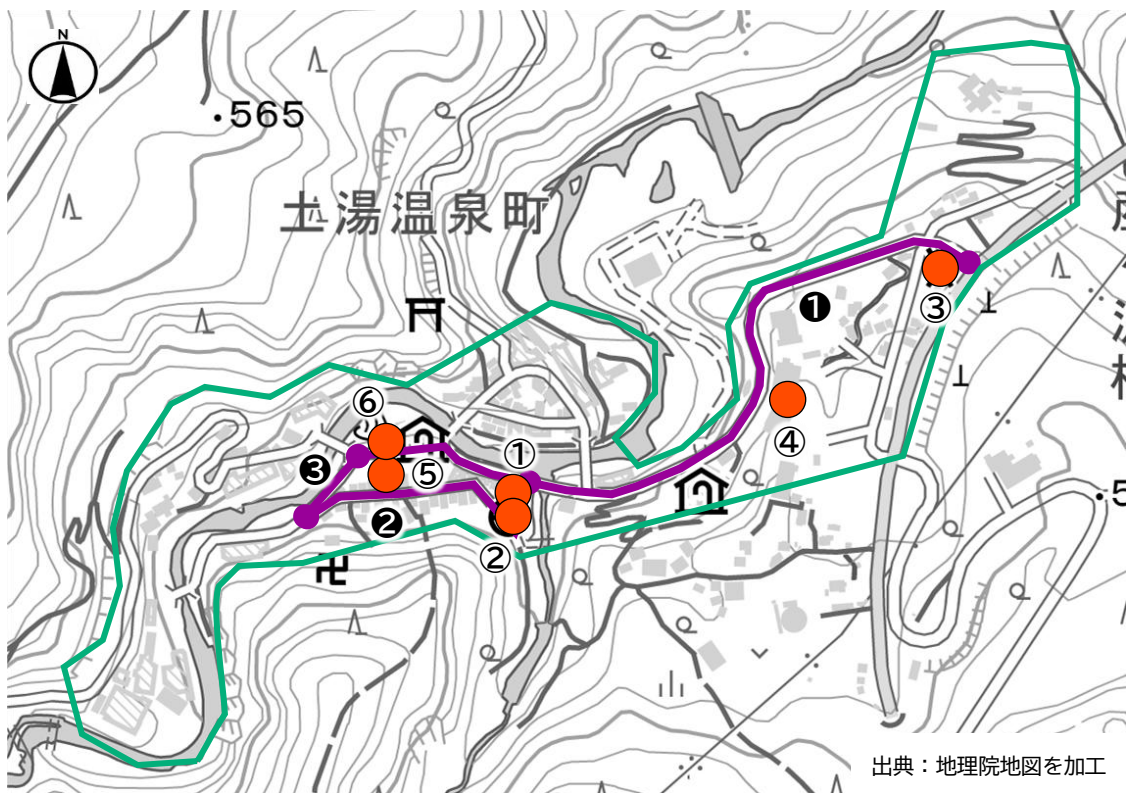
5-2-3. 重点生活関連施設・重点生活関連経路の設定




勉強会、まち歩き点検の結果から、重点生活関連施設および重点生活関連経路を設定しました。

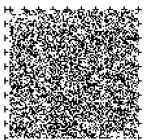
■ 重点生活関連施設・重点生活関連経路

重点生活関連施設・重点生活関連経路の位置図を以下に示します。

また、それぞれの一覧を次ページに示します。



凡例	
	重点生活関連施設
	重点生活関連経路
	移動等円滑化促進地区



区分	No	施設名・路線名	管理者
重点生活 関連施設	①	土湯温泉町支所	福島市
	②	土湯温泉郵便局	日本郵便
	③	福島警察署土湯駐在所	福島県警察
	④	土湯温泉観光交流センター湯愛舞台	福島市 土湯温泉観光協会
	⑤	土湯温泉まちおこしセンター湯楽座 (土湯温泉観光協会)	福島市 土湯温泉観光協会
	⑥	公衆浴場 中之湯	福島市 土湯温泉観光協会
重点生活 関連経路	①	県道土湯温泉線	福島県
	②	市道上ノ町・堂ノ上線	福島市
	③	市道下ノ町・堂ノ上線	福島市

※ ②土湯温泉郵便局は、令和8年3月11日より一時閉鎖



5-3. 重点整備地区の設定

5-3-1. 重点整備地区の設定要件

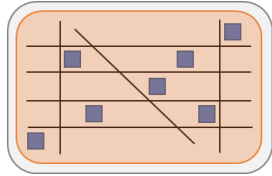
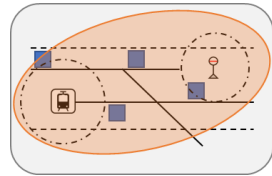
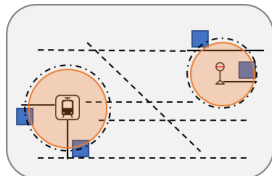
重点整備地区の設定要件は、バリアフリー法第2条第21号において、次の①～③のように定められています。

- ①生活関連施設があり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区
- ②生活関連施設及び生活関連経路についてバリアフリー化事業が特に必要な地区
- ③バリアフリー化の事業を重点的・一体的に行うことが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区

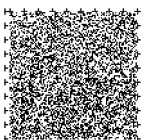
こうした要件を踏まえ、移動等円滑化促進地区に定められた範囲から、地域特性に応じて重点整備地区を設定しました。なお、重点整備地区は移動等円滑化促進地区内に複数箇所設定することも可能です。

5-3-2. 重点整備地区の設定における方向性

重点整備地区の設定は地域特性も考慮する必要があるため、福島市バリアフリー基本構想では、施設や経路の集積度合から以下のA・B・Cの分類を行いました。土湯温泉地区は、Aパターンに該当します。

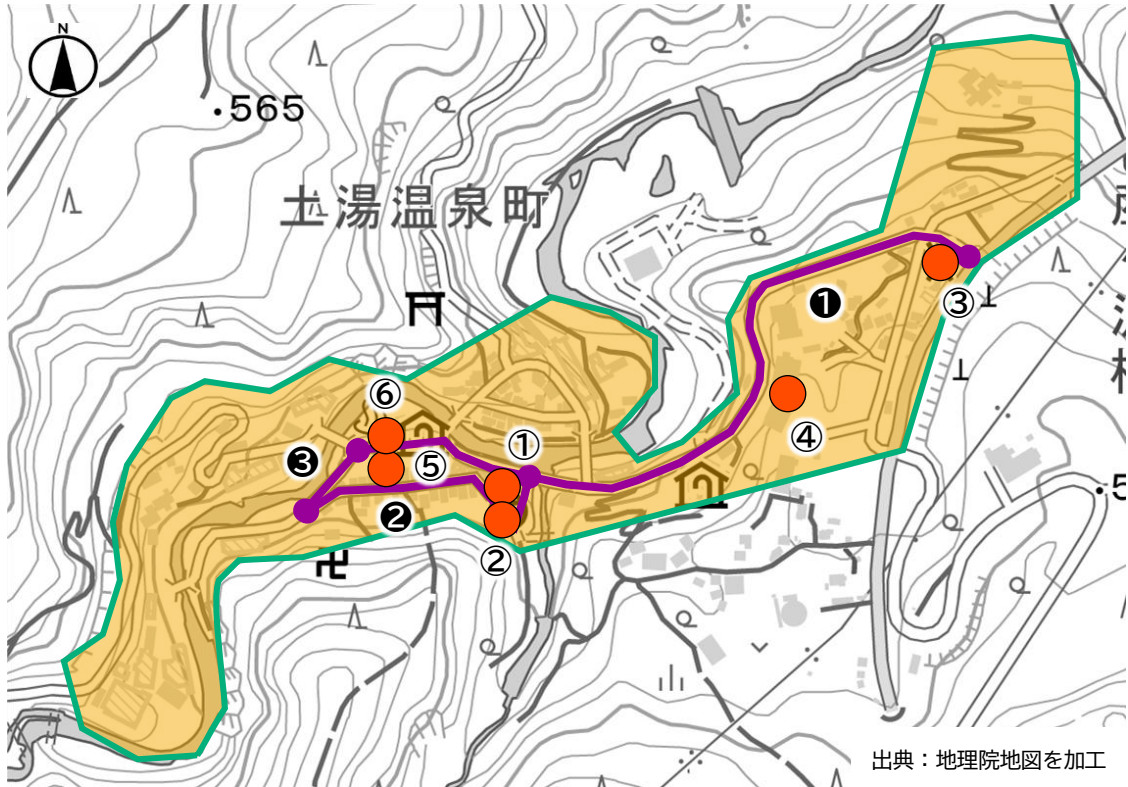
	イメージ	重点整備地区	採用
A		【促進地区一致パターン】 移動等円滑化促進地区内全体に 重点生活関連施設・経路が散在	◎
B		【主要施設・経路抽出パターン】 交通拠点周辺および拠点間に 重点生活関連施設・経路が集積	
C		【交通拠点抽出パターン】 交通拠点周辺に 重点生活関連施設・経路が集積	

凡例：□ 移動等円滑化促進地区 □ 重点整備地区 ■ 重点生活関連施設
○ 交通拠点徒歩圏内 — 重点生活関連経路 --- 非生活関連経路



5-3-3. 重点整備地区の設定

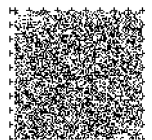
土湯温泉地区は、前項の分類でAパターンとなることから、移動等円滑化促進地区と同一の範囲を重点整備地区として設定しました。



出典：地理院地図を加工

凡例	
● 重点生活関連施設	●—● 重点生活関連経路
①土湯温泉町支所	①県道土湯温泉線
②土湯温泉郵便局	②市道上ノ町・堂ノ上線
③福島警察署土湯駐在所	③市道下ノ町・堂ノ上線
④土湯温泉観光センター湯愛舞台	□ 移動等円滑化促進地区
⑤土湯温泉まちおこしセンター湯楽座	■ 重点整備地区
⑥公衆浴場 中之湯	

※ ②土湯温泉郵便局は、令和8年3月11日より一時閉鎖



第6章 特定事業・その他の事業

6-1. 特定事業・その他の事業について

6-1-1. 「特定事業」とは

「特定事業」とは、重点整備地区の重点生活関連施設、重点生活関連経路に関するバリアフリー化の内容を具体化するものです。バリアフリー基本構想で特定事業を定めた場合、事業を実施するものには、特定事業計画の作成とこれに基づく事業実施の義務が課せられます。

特定事業には、バリアフリー法第2条で定める6つのハード整備に関する事業（公共交通特定事業・道路特定事業・路外駐車場特定事業・都市公園特定事業・建築物特定事業・交通安全特定事業）と、ソフト対策に関する事業（教育啓発特定事業）の7つがあります。

また、特定事業以外でも、重点整備地区内において特定事業との連携を図り一体的なバリアフリー空間を創出するための事業や維持管理などを「その他の事業」として位置づけ、特定事業とあわせて事業を推進することとします。

（参考）基本構想に位置づけられる特定事業



公共交通特定事業 ノンステップバスの導入 	道路特定事業 視覚障害者誘導用 ブロックの設置 	路外駐車場特定事業 車椅子使用者用駐車区画 の整備等 	建築物特定事業 建築物内のエレベーター 設置等の段差解消 	交通安全特定事業 音響式信号機 残り時間のわかる信号機 
ホームドアの設置等 	車道との段差解消 	都市公園特定事業 園路の段差解消 障害者対応型トイレの整備等 	障害者対応型トイレの 整備 	エスコートゾーンの設置 

+ R2バリアフリー法改正により、従来のハード整備に関する事業に加え、新たにソフト事業を創設

教育啓発特定事業

（想定される事業）

- ・小中学校におけるバリアフリーに関する教育（バリアフリー教室）
- ・公共交通事業者における接遇の向上に向けた研修の実施
- ・障害者用トイレ、鉄道・バスの優先席、鉄道駅等のエレベーターの適正利用に関する広報啓発の集中的な実施
- ・高齢者、障害者等が公共交通機関等を利用する際に直面する困難や必要とする支援について理解するための講演会等

【教育啓発特定事業のイメージ】

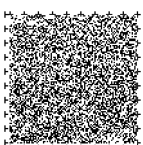


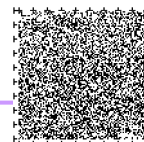
小学生による公共交通の利用疑似体験



タクシー事業者におけるユニバーサルマナー研修

出典：移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドラインの改定について [国土交通省]





6-1-2. 「特定事業」の内容

国が定める「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という）で特定事業に位置付けられる内容は以下の7種別があります。

①公共交通特定事業

- ・ 特定旅客施設^{※1}におけるバリアフリー設備（エレベーター、エスカレーター等）の整備、これに伴う特定旅客施設の構造の変更
- ・ 特定車両^{※2}を床面の低いものとする、その他の特定車両に関する移動等円滑化に必要な事業

②道路特定事業

- ・ 道路におけるバリアフリー化のための施設・工作物（歩道、道路用エレベーター、通行経路案内標識等）の設置
- ・ バリアフリー化のために必要な道路構造の改良（歩道の拡幅、路面構造の改善等）

③路外駐車場特定事業

- ・ 特定路外駐車場^{※3}におけるバリアフリー化のために必要な施設（車いす使用者が円滑に利用できる駐車場施設等）の整備

④都市公園特定事業

- ・ 都市公園におけるバリアフリー化のために必要な特定公園施設^{※4}の整備

⑤建築物特定事業

- ・ 特別特定建築物^{※5}におけるバリアフリー化のために必要な建築物特定施設^{※6}の整備
- ・ 全部または一部が生活関連経路である特定建築物における生活関連経路のバリアフリー化のために必要な建築物特定施設の整備

※1 特定旅客施設：旅客施設（駅など）のうち、利用者が相当数であること

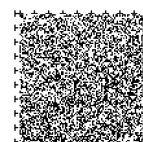
※2 特定車両：旅客の運送を行うために使用する車両（バスなど）のこと

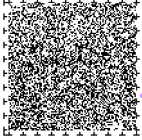
※3 特定路外駐車場：駐車場法に規定する路外駐車場であって、自動車の用に供する部分の面積が500㎡以上であり、かつ、その利用について駐車料金を徴収するもの

※4 特定公園施設：移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定める公園施設

※5 特別特定建築物：不特定多数の者又は主として高齢者、身体障がい者等が利用する施設のこと

※6 建築物特定施設：出入口、廊下、階段、エレベーターなど政令により定めるもの





⑥交通安全特定事業

- ・ バリアフリー化のために必要な信号機、道路標識又は道路標示の設置（高齢者、障がい等による道路の横断の安全を確保するための機能を付加した信号機、歩行者用道路であることを表示する道路標識、横断歩道であることを表示する道路標示の設置 等）
- ・ バリアフリー化のために必要な生活関連経路を構成する道路における違法駐車行為の防止（違法駐車行為に係る車両の取締りの強化、違法駐車行為の防止についての広報活動及び啓発活動 等）

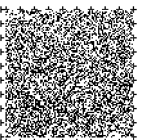
⑦教育啓発特定事業

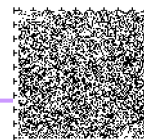
- ・ 移動等円滑化の促進に関する児童、生徒又は学生の理解を深めるために学校と連携して行う教育活動の実施に関する事業（学校の間を活用した市町村等などによるバリアフリー教室（障がい者当事者によるセミナーや車いすサポート体験、高齢者疑似体験等）の開催、旅客施設等におけるバリアフリー教室の開催 等）
- ・ 移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進又は移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保のために必要な啓発活動の実施に関する事業（上に掲げる事業を除く。）（障がい当事者を講師とした住民向けバリアフリー講演会やセミナーの開催、公共交通事業者等の従業員を対象とした接遇研修の実施、優先席や車いす使用者用駐車施設の適正利用に関するポスターの掲示 等）

6-1-3. 「その他の事業」の内容

「その他の事業」は、ガイドラインにおいて具体的な種別等はありませんが、福島市バリアフリー基本構想（土湯温泉地区）では、主に以下の内容を「その他の事業」に位置付けるものとします。

- 観光交流センター「湯愛舞台」と地区中心部の間を結ぶ新たな小型モビリティの導入検討
- 県道における歩道の維持補修
- 中之湯専用駐車場の改善
- 土湯温泉町支所の改善
- 地区全体の案内板の充実、その他情報提供の充実、歩きたくなる環境の整備





6-2. 土湯温泉地区におけるバリアフリーの整備方針

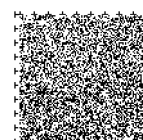
6-2-1. バリアフリーの整備方針

土湯温泉地区におけるバリアフリーの整備は、勉強会、まち歩き点検の結果から、以下3点を基本方針として特定事業等を推進していきます。

- ★ 重点生活関連施設・重点生活関連経路について、誰もが安全・快適に利用できるようにバリアフリー化を推進する。
- ★ 重点生活関連経路については、歩行空間の確保・改善を実施するとともに、積雪時の対応について検討を進め、冬季の歩行者の安全確保、回遊性の向上を図る。
- ★ 温泉観光地として来訪者への情報提供・おもてなしのバリアフリー化を推進する。

これにより、年齢や性別、障がいの有無、妊娠・子育ての状況、性的指向・性自認、国籍、社会的・文化的背景などに関わらず、多様な移動特性、安全上の不安、ケア負担等に着目し、誰もが安全かつ安心して外出し、また来訪できる温泉観光地を目指します。

区分		主な事業方針
重点生活関連施設	建築物	・視覚障害者誘導用ブロックの改善
	駐車場	・案内板の改善
	公共交通	・車両のバリアフリー化の推進
重点生活関連経路		・積雪時の歩行者の安全確保策の検討 ・歩道がない道路における歩行空間の確保 ・信号機がない横断歩道における歩行者の安全確保
心のバリアフリー	観光施設	・おもてなし力の向上（人的な支援）により、安心して施設を利用できる環境の整備 ・「食のバリアフリー」への対応
	交通事業者	・職員の教育・啓発による「心のバリアフリー」の推進
	行政	・関心の高さに応じた「心のバリアフリー」の普及啓発 ・各施設、地区住民、交通事業者による「心のバリアフリー」の取り組みを支援



6-2-2.ハード面における特定事業

まち歩き点検等での市民の意見を踏まえ、特定事業を選定しました。計画的なバリアフリー化を図るため、事業の実施時期（完成目標時期）について、短期・中期・長期の分類で設定しています。

なお、特定事業には現在すでに実施中の事業や、継続的な維持管理を含んでいます。

大規模な改修等を伴う事業は予算確保等の課題から、すぐには実施が困難な場合もありますが、将来的な実現を目指すため、検討の方向性等について記載しています。

【実施時期の凡例】

矢印 \Rightarrow の年度において事業を実施していきます。

短期 : 令和 8 年度（2026 年度）～令和 12 年度（2030 年度）

中期 : 令和 13 年度（2031 年度）～令和 17 年度（2035 年度）

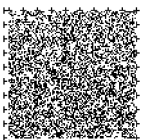
長期 : 令和 18 年度（2036 年度）～令和 22 年度（2040 年度）

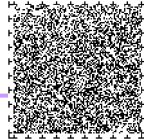
実施 : 計画期間および計画期間以降も継続的に実施していきます

維持管理 : 必要時期に応じて点検を実施し適切な維持管理を行います

検討 : 実施可能時期について今後検討していきます

協議検討 : 他事業者との協議の上検討していきます





■公共交通特定事業

施策・取り組み名 内容	対象	事業者	目標時期						
			短期					中期	長期
			R8	R9	R10	R11	R12	(R13~R17)	(R18~R22)
車両のバリアフリー化 ・低床バスの導入を推進	運行車両	福島交通	実施	→					
車両のバリアフリー化 ・UDタクシーの導入を推進	運行車両	各タクシー事業者	実施	→					

■路外駐車場特定事業

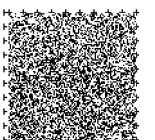
施策・取り組み名 内容	対象	事業者	目標時期							
			短期					中期	長期	
			R8	R9	R10	R11	R12	(R13~R17)	(R18~R22)	
案内板の改善 ・第2駐車場への案内板について、見やすいものに改善	観光交流センター「湯愛舞台」	福島市観光交流推進室	実施	→						

■建築物特定事業

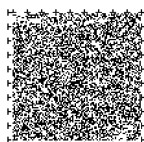
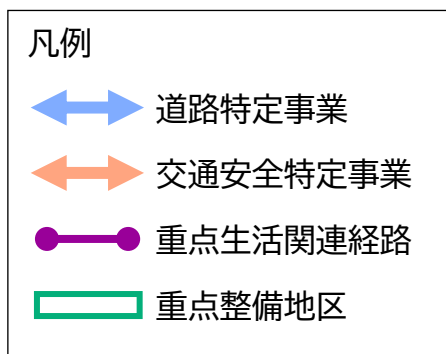
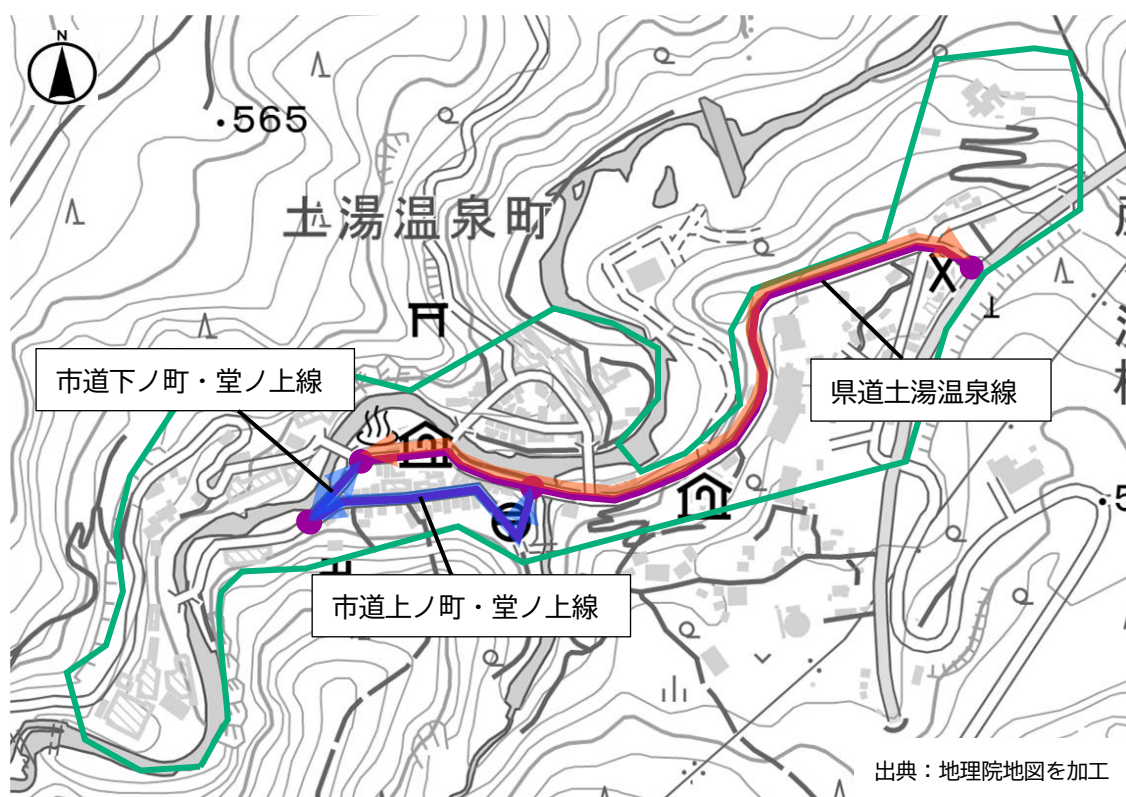
施策・取り組み名 内容	対象	事業者	目標時期							
			短期					中期	長期	
			R8	R9	R10	R11	R12	(R13~R17)	(R18~R22)	
視覚障害者誘導用ブロックの改善 ・駐在所前の視覚障害者誘導用ブロックを新しいものに交換 ・交換の際は、わかりやすい位置に調整	土湯駐在所	福島警察署	検討	実施	→					
視覚障害者誘導用ブロックの改善 ・視覚障害者誘導用ブロック上に置かれているプランターの配置を改善	土湯温泉観光案内所	土湯温泉観光協会	実施	→						

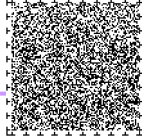
■交通安全特定事業

施策・取り組み名 内容	対象	事業者	目標時期							
			短期					中期	長期	
			R8	R9	R10	R11	R12	(R13~R17)	(R18~R22)	
横断者注意喚起灯の設置 ・信号機がない横断歩道について、横断者注意喚起灯を設置	地区全体	福島警察署	検討	実施	→					



○道路特定事業・交通安全特定事業 位置図

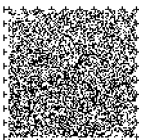




6-2-3. ソフト面における特定事業

■教育啓発特定事業

施策・取り組み名 内容	対象	事業者	目標時期							
			短期					中期	長期	
			R8	R9	R10	R11	R12	(R13~R17)	(R18~R22)	
観光施設利用者への人的支援 ・施設出入口の段差におけるサポート、施設内の移動のサポート、手話・筆談による案内など、観光施設利用者への人的支援の取り組み	観光施設	土湯温泉観光協会	検討	→						
職員の教育・啓発 ・低床バスのスロープの定期的なメンテナンス ・運転手に対するスロープ利用についての研修	交通事業者	福島交通	実施	→						
職員の教育・啓発 ・車内での車いすの対応について、個人の要望に寄り添った対応ができるよう、全乗務員の教育を徹底	交通事業者	福島交通	実施	→						
職員の教育・啓発 ・ユニバーサルドライバー研修への参加の推進	交通事業者	福島交通	検討	→						
おもてなし力の向上 ・障がい者団体や民間事業者と連携し、観光・宿泊事業者などを対象に「おもてなし講座」を開催し、「心のバリアフリー」を普及・促進	市全域	観光コンベンション協会	実施	→						
心のバリアフリー出前講座 ・小学校をはじめとした様々な団体に対し「心のバリアフリー」出前講座を実施し、「心のバリアフリー」を普及・促進	市全域	福島市共生社会推進課	継続	→						
心のバリアフリーキャッチフレーズを活用した広報 ・小・中学生から応募いただいたキャッチフレーズを使用し、のぼり旗の作成、チラシやホームページ等の広報媒体に掲載するなど、様々な場面で活用	市全域	福島市共生社会推進課	実施	→						
心のバリアフリー推進隊の取り組み ・市内大学の学生等で「心のバリアフリー」推進のためのPR隊を結成し、「心のバリアフリー」を広めるための様々な活動を実施	市全域	福島市共生社会推進課	実施	→						
バリアフリー推進パートナーの取り組み ・バリアフリー推進パートナーに登録いただき、福島市の様々な取り組みにご協力いただくほか、様々な取り組みの情報共有情報提供を実施	市全域	福島市共生社会推進課	実施	→						
ヘルプマーク・ヘルプカード等の周知・普及 ・ヘルプマークや市が独自に作成したヘルプカードの配布、啓発グッズの作成・配布等による周知・普及	市全域	福島市障がい福祉課選挙管理委員会	実施	→						
手話言語条例に基づく取り組み ・一般市民を対象とした手話出前講座の開催や、手話普及啓発パンフレットの作成及び配布等による聴覚障がいや手話への理解促進	市全域	福島市障がい福祉課	実施	→						



*** 教育啓発特定事業の取り組み**

心のバリアフリー推進隊の取り組み

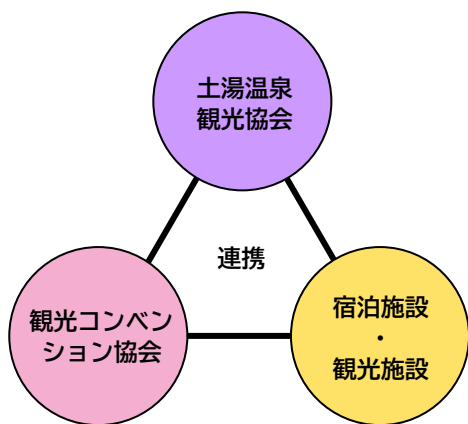
「心のバリアフリー」強化月間である10月を中心に、ラジオ番組でのPRや市内イベントでの啓発チラシ等配布に取り組んでいます。



*** バリアフリーの情報発信に関する取り組み**

観光地として推進していくバリアフリーの取り組み

温泉・宿泊施設として誰もが安心して旅行を楽しめるよう、土湯温泉観光協会、福島市観光コンベンション協会、各施設などと連携し、情報発信を推進していきます。



宿泊施設のバリアフリー情報

宿泊施設等ではハード面だけでなくお声掛け等といった、バリアフリーに対応したおもてなしが行われています。

利用者が自分の状態にあった施設を選べるよう、提供しているサービスの情報発信を推進していきます。

**福島市観光 WEB メディア
『福島市観光ノート』**



宿泊施設の対応事例



フロント：車いす・ベビーカー貸出



フロント：耳の聞こえない方へ筆談ボード

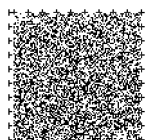


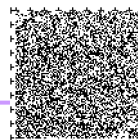
シャワーチェア（お風呂用いす）



シャワーキャリー（お風呂用車いす）

出典：福島市観光ノート



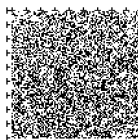


6-2-4. その他の事業
(公共交通)

施策・取り組み名 内容	対象	事業者	目標時期						
			短期					中期	長期
			R8	R9	R10	R11	R12	(R13~R17)	(R18~R22)
新たな小型モビリティの導入 ・観光交流センター「湯愛舞台」と地区中心部の間の移動支援のため、新たな小型モビリティ（電動車椅子等）の導入	観光交流センター「湯愛舞台」から地区中心部の間	土湯温泉観光協会	検討 →						

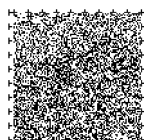
(道路)

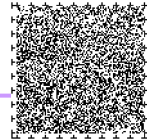
施策・取り組み名 内容	対象	事業者	目標時期						
			短期					中期	長期
			R8	R9	R10	R11	R12	(R13~R17)	(R18~R22)
積雪時の対応 ・積雪時における坂道のスリップ防止	市道上ノ町・堂ノ上線	福島市道路保全課	実施 →						
歩道の維持補修 ・県道土湯温泉線のグレーチングを隙間の幅が小さいものに改善	県道土湯温泉線	県北建設事務所管理課	検討 →						
歩道の維持補修 ・再舗装により県道土湯温泉線の歩道の段差や表面の凹凸を改善	県道土湯温泉線	県北建設事務所管理課	検討 →						
道路の維持管理 ・歩行者の邪魔にならないように、県道土湯温泉線の歩道沿道の植物を適正に維持管理	県道土湯温泉線	県北建設事務所管理課	実施 →						
道路の維持補修 ・県道土湯温泉線（早乙女橋付近）の車道と歩道との段差を解消	県道土湯温泉線（早乙女橋付近）	県北建設事務所管理課	検討 →						
歩道の維持管理 ・県道土湯温泉線（早乙女橋付近）に傾斜があることについて、注意喚起看板を設置	県道土湯温泉線（早乙女橋付近）	県北建設事務所管理課	検討 →						



(路外駐車場)

施策・取り組み名 内容	対象	事業者	目標時期							
			短期			中期	長期			
			R8	R9	R10	R11	R12	(R13~ R17)	(R18~ R22)	
安全施設の設置 ・アクセルとブレーキの踏み間違えによる事故防止のため、観光交流センター「湯愛舞台」の駐車場と建物側の歩行空間の間に安全施設（ガードレール等）を設置	観光交流センター「湯愛舞台」	福島市観光交流推進室	検討	→						
案内板の改善 ・中之湯専用駐車場（全体）の看板を大きなものに改善 ・中之湯やほかの施設への案内をわかりやすく掲載	中之湯専用駐車場（全体）	福島市観光交流推進室 土湯温泉観光協会	検討	→						
舗装の改善 ・再舗装により中之湯専用駐車場（県道土湯温泉線沿い）の段差や表面の凹凸を改善	中之湯専用駐車場（県道土湯温泉線沿い）	福島市観光交流推進室 土湯温泉観光協会	検討	→						
グレーチングの改善 ・中之湯専用駐車場（県道土湯温泉線沿い）のグレーチングを隙間の幅が小さいものに改善	中之湯専用駐車場（県道土湯温泉線沿い）	福島市観光交流推進室 土湯温泉観光協会	検討	→						
駐車場の新設 ・公共施設の駐車場に車椅子利用者用駐車施設を増設	地区全体	福島市観光交流推進室 土湯温泉観光協会	検討	→						



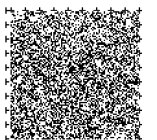


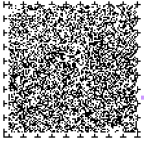
(建築物)

施策・取り組み名 内容	対象	事業者	目標時期						
			短期					中期	長期
			R8	R9	R10	R11	R12	(R13~R17)	(R18~R22)
施設の案内板の設置 ・ 土湯温泉町支所内の休憩スペースやトイレについて、案内板を設置 ・ 案内板は、ピクトグラムの使用を検討	土湯温泉町支所	福島市 土湯温泉町支所 管財課	検討		実施				
観光案内板の設置 ・ 土湯温泉町支所に観光案内板を設置	土湯温泉町支所	土湯温泉 観光協会	検討						
情報提供の改善 ・ 土湯温泉町支所において、行政情報と観光情報を整理し、適切に提供 ・ 支所内の案内や写真を新しいものに更新	土湯温泉町支所	福島市 土湯温泉町支所	検討						
トイレの改善 ・ 土湯温泉町支所のトイレの鍵を打掛錠が下方となるように付け替え	土湯温泉町支所	福島市 土湯温泉町支所 管財課	検討	実施					
トイレの改善 ・ 土湯温泉町支所のウォシュレットのボタンを使いやすい位置に改善	土湯温泉町支所	福島市 土湯温泉町支所 管財課	検討			実施			
音声案内の設置 ・ 観光交流センター「湯愛舞台」のエレベーター付近に音声案内を設置	観光交流センター 「湯愛舞台」	福島市 観光交流推進室 土湯温泉観光協会	検討						
案内板の設置 ・ まちおこしセンター湯楽座において、どのようなバリアフリー設備があるのかを周知する案内板を設置	まちおこしセンター 湯楽座	福島市 観光交流推進室 土湯温泉観光協会	検討						
視覚障害者誘導用ブロックの改善 ・ 土湯温泉観光案内所において、施設出入口側のブロックと歩道に接続するブロックをつなぎ、連続性を確保	土湯温泉 観光案内所	福島市 観光交流推進室 土湯温泉観光協会	検討						

(教育啓発)

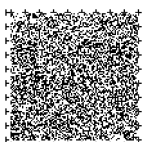
施策・取り組み名 内容	対象	事業者	目標時期						
			短期					中期	長期
			R8	R9	R10	R11	R12	(R13~R17)	(R18~R22)
バリアフリーマップによる情報発信 ・ 高齢者や障がい者、外国人など全ての人を対象に、外出や施設利用の際に知っておきたいバリアフリーに関する情報を掲載したウェブ版の地図を公開、更新	市全域	福島市 共生社会推進課	実施						





(その他)

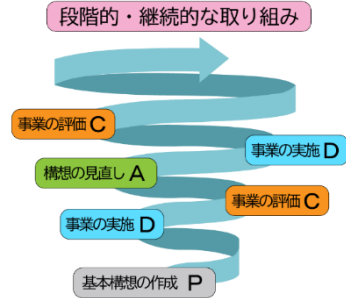
施策・取り組み名 内容	対象	事業者	目標時期					
			短期			中期	長期	
			R8	R9	R10	R11	R12	(R13~ R17)
案内板の設置 ・足湯「土ゆっこ」の出入口の階段に「土ゆっこ」を紹介する案内板を設置	足湯 「土ゆっこ」	福島市 観光交流 推進室 土湯温泉 観光協会	検討					
案内板の設置 ・足湯「土ゆっこ」の出入口に高齢者や車椅子利用者でも利用しやすいほかの足湯について案内	足湯 「土ゆっこ」	福島市 観光交流 推進室 土湯温泉 観光協会	検討					
案内板の充実 ・既存の地区全体の案内板を新しいものに更新	地区全体	福島市 観光交流 推進室 土湯温泉 観光協会	実施					
案内板の充実 ・多言語で併記した地区全体の案内板を設置	地区全体	福島市 観光交流 推進室 土湯温泉 観光協会	検討					
案内板の充実 ・地区全体の観光案内板を地区内に増設	地区全体	土湯温泉 観光協会	検討					
案内板の充実 ・坂などのバリアの情報についての案内板を設置	地区全体	土湯温泉 観光協会	検討					
その他情報提供の充実 ・多言語・多様な手段による土湯温泉地区の情報発信	地区全体	福島市 観光交流 推進室 土湯温泉 観光協会	実施					
その他情報提供の充実 ・デジタル技術の活用等により、個別ニーズに対応した案内を検討（車椅子でも利用しやすい観光施設の案内、観光ルートの提案等）	地区全体	福島市 観光交流 推進室 土湯温泉 観光協会	検討					
歩きたくなる環境の整備 ・温泉街らしい雰囲気演出（電柱などへの屋号や誘導灯の設置等）	地区全体	土湯温泉 観光協会	実施					



第7章 バリアフリー基本構想の推進に向けて

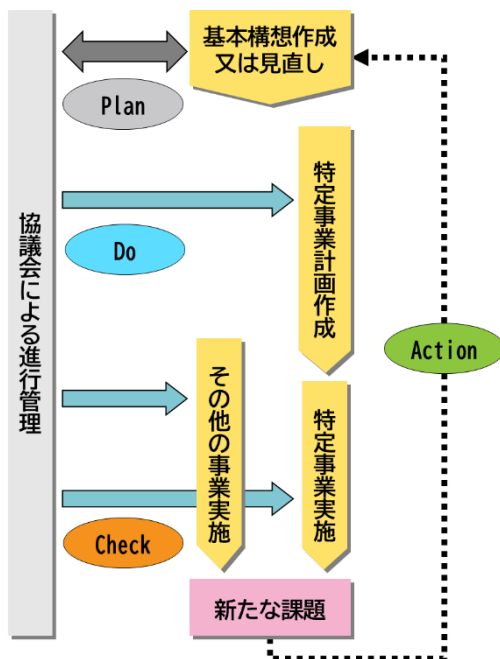
7-1. バリアフリー基本構想の推進に向けた取り組み

バリアフリー基本構想の策定後も事業の実施状況を把握し、事業実施内容と効果の評価をする仕組みの構築や、必要に応じて内容の見直し検討を行うといった、PDCA（計画・実施・評価・改善）サイクルによって、概ね5年を目途に段階的かつ継続的な取り組み（スパイラルアップ）を図っていきます。



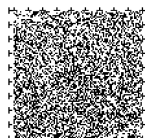
また、5年の計画期間中であっても、新たなバリアフリーの課題等については必要に応じ内容の見直しや改定を行い、取り組みをさらに推進していきます。

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度以降
福島市バリアフリー基本構想（土湯温泉地区）策定	← 計画期間 →					見直し・改定（必要に応じて）
	◎事業の進行管理					



◎福島市バリアフリー基本構想（土湯温泉地区）の検討を行った協議会の体制を活用し、継続的な進行管理を図っていきます。

特定事業の実施により利便性の向上を評価するとともに、新たなバリアフリーの課題について確認を行います。評価結果を踏まえて、次期計画の見直し方針を検討します。



7-2. バリアフリー基本構想の推進に向けた連携・協力

本市では東京 2020 大会を契機に、官民一体となったハード・ソフト・心のバリアフリーを実践することにより、市民（住む人）にも、本市への訪問者（来る人）にも喜ばれる『誰にでもやさしいまち・ふくしま』の実現を目指すとともに、この官民一体となった行動をレガシー（次世代に誇れる遺産）の一つとして次世代へ繋ぐため、バリアフリー推進パッケージに取り組んでいます。

この『誰にでもやさしいまち ふくしま』の実現とレガシーの継承に向けた本市の取り組みの趣旨・目的に賛同し、連携・協力いただける企業や団体の皆様に「バリアフリー推進パートナー」として登録いただいております。

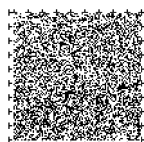
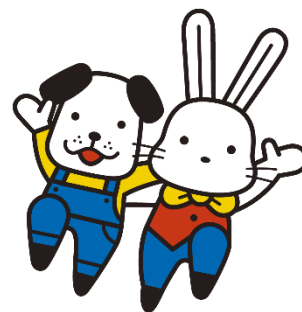
バリアフリー推進パートナーと連携・協力し、バリアフリー基本構想の推進に向けたさまざまな取り組みを行っていきます。

【バリアフリー推進パートナーの主な役割】

- ① アンケート調査等への協力
- ② バリアフリー推進パートナーミーティングへの参加
- ③ バリアフリー推進パートナーステッカーの掲示
- ④ バリアフリー事業の実践・取り組んでいる事例の情報発信等

【参考】バリアフリー推進パートナー 320団体（令和7年12月24日現在）

① 保育園・学校・大学	88団体	② 一般企業	103団体
③ NPO法人	29団体	④ 行政機関	6団体
⑤ 自治振興協議会	28団体	⑥ その他各種団体	66団体





資料編

1. 福島市バリアフリー推進協議会

1-1. 設置要綱

(設置)

第1条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。）第24条の4第1項及び同法第26条第1項の規定に基づき、第24条の2第1項の規定に基づく移動等円滑化促進方針（以下「バリアフリーマスタープラン」という。）及び同法第25条第1項の規定に基づく移動等円滑化基本構想（以下「バリアフリー基本構想」という。）の策定並びに実施に関する協議を行うため福島市バリアフリー推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

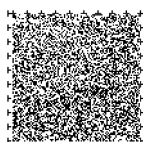
第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議を行う。

- (1) バリアフリーマスタープラン及びバリアフリー基本構想の策定並びに変更の協議に関すること。
- (2) 特定事業の実施及び進行管理に関すること。
- (3) バリアフリーの推進に係る新たな施策や措置及び連絡調整に関すること。
- (4) その他目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、福島市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 旅客の運送を行う鉄道事業者が指名する者
- (3) 障がい者団体等の代表又はその指名する者
- (4) 道路管理者又はその指名する者
- (5) 福島県福島警察署長又はその指名する者
- (6) 福島県福島北警察署長又はその指名する者
- (7) 国土交通省東北運輸局長が指名する者
- (8) 福島県の関係行政機関の職員



(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長各1名を置く。

2 会長は委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、委員の中から会長が指名する。

5 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会長は、所掌事務の遂行上又は協議会の議事の進行上必要があると認めるときは、会議に委員でない者の出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(事務局)

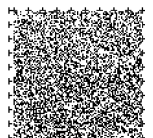
第7条 協議会の事務局は、福島市都市政策部交通政策課に置く。

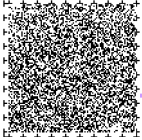
(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

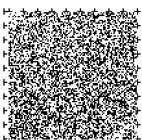




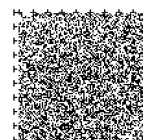
1-2. 委員名簿

(令和8年3月現在、敬称略、順不同)

	団体・機関名	役職	氏名	選出区分	備考
1	高崎経済大学 地域政策学部	准教授	長野 博一	学識経験者	協議会長
2	福島学院大学 福祉学部 福祉心理学科	教授	遠藤 寿海		協議会 副会長
3	東日本旅客鉄道株式会社 福島統括センター	副長	宇井 香織	公共交通 事業者	
4	阿武隈急行株式会社	代表取締役 専務	関場 智彦		
5	福島交通株式会社	福島支社長	久保 彰		
6	ふくこぶし福島 (福島市老人クラブ連合会)	会長	鈴木 泰雄	市民の代表	
7	ふくしま市女性団体連絡協議会	会長	小澤 和枝		
8	社会福祉法人 福島市社会福祉協議会	常務理事	菊田 悟		
9	福島市手をつなぐ親の会	副会長	荒木 幸子	障がい者 関連団体	
10	福島市視覚障がい者福祉協会	事務局長	佐藤 優子		
11	福島市聴覚障害者協会	会長	西山 秀幸		
12	公益財団法人 福島県障がい者スポーツ協会	書記	増子 恵美		
13	一般社団法人 福島市観光コンベンション協会	バリアフリ ーツアー センター長	佐藤 由香利		



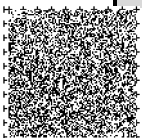
	団体・機関名	役職	氏名	選出区分	備考
14	国土交通省 東北地方整備局 福島河川国道事務所	副所長	岩淵 賢一	道路管理者	
15	福島県県北建設事務所	管理課長	澤田 香		
16	福島県福島警察署	交通第一課長	鈴木 秀樹	都道府県 警察	
17	福島県福島北警察署	交通課長	恩田 武人		
18	国土交通省 東北運輸局 福島運輸支局	首席運輸企画 専門官	日脇 渚彩	関係行政 機関	
19	福島市立心くしま支援学校	教頭	安田 康一		



身体状態や援助の必要を示すマーク集

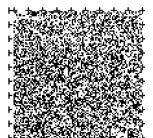
 身体状態や援助の必要を示すマーク		正しい理解 できていますか？
障害者のための 国際シンボルマーク 	身体障害者標識 (身体障害者マーク) 	聴覚障害者標識 (聴覚障害者マーク) 
すべての障がい者の利用への 配慮について、 理解協力をお願いするもの	肢体不自由を理由に、免許に 条件を付されている方が運転 する車を示すもの	聴覚障がいを理由に、免許に 条件を付されている方が 運転する車を示すもの
盲人のための 国際シンボルマーク 	耳マーク 	ほじょ犬マーク 
信号機や書籍等、視覚障がい 者の利用への配慮について 理解協力をお願いするもの	聞こえが不自由なこと、 聴覚障がい者へ配慮した 対応ができること	身体障がい者補助犬法の 啓発のためのマーク
オストメイト 	ハート・プラスマーク 	ヘルプマーク 
排泄機能に障がいのある方、 その配慮されたトイレで あること示すもの	身体内部に障がいがある人や 内部障害への配慮を お願いするもの	外見から分からなくても 援助や配慮を必要としている 人が周囲に知らせるもの

出典：内閣府



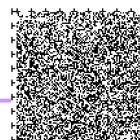
 身体状態や援助の必要を示すマーク	正しい理解 できていますか？
<p>手話マーク</p> 	<p>筆談マーク</p> 
<p>「手話で対応をお願いします」や 「手話で対応します」等を 意味するもの</p>	<p>「筆談で対応をお願いします」や 「筆談で対応します」などを 意味するもの</p>
<p>介護マーク</p> 	<p>マタニティマーク</p> 
<p>介護をする方が、 介護中であることを 周囲に理解してもらうためのもの (静岡県)</p>	<p>妊産婦が身に着けることで、 周囲が配慮をしやすくするもの 妊産婦に優しい環境づくりを推進するもの (厚生労働省)</p>
<p>あいサポートバッジ</p> 	
<p>「あいサポート運動」 障がい特性を理解し、必要な配慮をする 意欲等を周囲にお知らせするバッジ (社会福祉法人 大阪市障害者福祉・スポーツ協会)</p>	

出典：内閣府

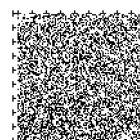


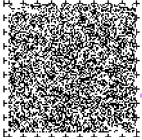
3.用語集

索引	用語	解説
ア行	移動等円滑化	高齢者、障がい者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上すること
	移動等円滑化促進地区	生活関連施設があり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区、生活関連施設及び生活関連経路について、バリアフリー化の促進が特に必要な地区、バリアフリー化を促進することが総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区のこと
カ行	車椅子利用者用駐車施設	公共施設や店舗などの駐車場で、車椅子を使用している人など、車の乗り降りや移動に際して配慮が必要な人のために設けられた駐車区画のこと バリアフリー法により、一定の場合に設置することが義務づけられている
	教育啓発特定事業	心のバリアフリーを推進するため、市町村又は施設設置管理者等が行う事業で、市町村が作成するバリアフリー基本構想に位置付けて実施するもの
	建築物特定事業	出入口、廊下、階段、エレベーター、便所、敷地内の通路、駐車場その他の建築物又はその敷地に設けられる施設で政令により定めるもの
	建築物特定施設	不特定多数の者又は主として高齢者、障がい者等が利用する施設のこと
	公共交通特定事業	鉄道駅等や車両において実施する、バリアフリー化のために必要な設備の整備に関する事業のこと
	交通安全特定事業	すべての人が安全かつ円滑に移動できるよう、交通安全施設の整備を推進する事業のこと
	心のバリアフリー	年齢や性別、妊娠・子育ての状況、障がいの有無、性的指向・性自認、国籍や社会的・文化的背景などに関わらず、お互いに関心を持ち、理解し合い、自然に支え合える行動のこと

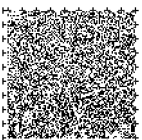


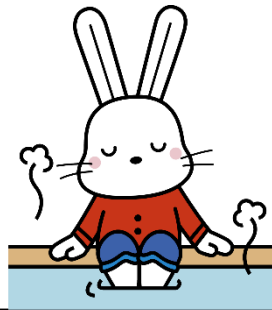
索引	用語	解説
カ行	心のバリアフリー推進隊	福島市が、心のバリアフリー啓発の要として、市内の大学の学生を対象に募集している無償ボランティアのこと
サ行	視覚障がい者誘導用ブロック	視覚障がい者を安全に誘導するために床面、路面等に敷設されている、点状または線状の突起のついたブロックのこと
	重点整備地区	バリアフリー法に基づく基本構想に定める重点的かつ一体的にバリアフリー化を行う必要がある地区
	食のバリアフリー	宗教や文化による思想、アレルギーや健康上など、様々な理由で食に制限がある人々が、そのバリアを感じることなく食を楽しめるようになるための取り組みのこと
	生活関連経路	生活関連施設間を連絡する移動経路のこと
	生活関連施設	高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設等のこと
	スパイラルアップ	計画(Plan)-実施(Do)-評価(Check)-改善(Action)のPDCA サイクルに基づき、新たな施策や措置を講じることによって段階的・継続的な発展を図っていく考え方のこと
タ行	道路特定事業	道路におけるバリアフリー化のための施設や歩道、通行経路の案内標識等の設置や、歩道の拡幅、路面構造の改善等に伴う道路構造の改良のこと
	特別特定建築物	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物で、移動等円滑化が特に必要な建築物のこと 床面積 2,000 m ² 以上の場合は、バリアフリー法の適合義務の対象となる





索引	用語	解説
タ行	都市再生整備計画	都市再生特別措置法に基づき、都市の再生に必要な公共公益施設の整備等を重点的に実施すべき区域において、都市の再生を目的として定める計画のこと 本計画に基づく事業には、国や都道府県から交付金等による支援が行われ、民間の取り組みも促進される
	都市公園特定事業	都市公園の移動等円滑化のために、必要な特定公園施設の整備に関する事業
ハ行	バリアフリー推進パートナー	バリアフリーの推進に関する市の取組の趣旨・目的に賛同し、連携・協力いただける民間事務所や団体のこと
	バリアフリー推進パッケージ	官民一体のバリアフリー実践により「誰にでもやさしいまち ふくしま」の実現を目指すとともに、この行動を次世代へ繋いでいくことを目標とした取り組みのこと
	ピクトグラム	言語に制約されずに、視覚的に何らかの情報や注意を伝達するための絵文字のこと
ヤ行	ユニバーサルデザイン	年齢や性別、身体能力、言語などの違いに関わらず、はじめから、すべての人が使いやすいように、建物や製品、サービスなどを計画、設計しようとする考え方のこと
ラ行	路外駐車場	時間貸し駐車場だけでなく、商業施設や病院などの駐車場も対象として、不特定多数の人が利用できる駐車場のこと
	路外駐車場特定事業	特定路外駐車場において実施する、車いすを使用している者が円滑に利用することができる駐車施設、その他の移動等円滑化のために必要な施設の整備に関する事業





福島市バリアフリー基本構想
土湯温泉地区

令和8年3月

編集・発行 福島市 都市政策部交通政策課
健康福祉部共生社会推進課
〒960-8601 福島市五老内町3番1号
電話番号 024-535-1111 (代表)

